

北本市

高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画（案）

（令和3年度～令和5年度）

令和2年12月

北本市

# 目次

## 第1部 総論

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景と趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	2
第3節 計画の期間 .....	3
第4節 計画の策定体制 .....	3
第5節 計画推進の方策と連携体制について .....	5
<b>第2章 本市を取り巻く状況～本市の将来像～</b> .....	<b>7</b>
第1節 85歳以上人口の急増と現役世代の減少 .....	7
第2節 高齢独居世帯・高齢夫婦世帯の増加 .....	8
第3節 認定者数・認定率の状況 .....	9
第4節 認知症高齢者数・認知症出現率の状況 .....	13
第5節 本市の現状から見えてきた重点課題 .....	15
<b>第3章 地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けた国の施策動向</b> .....	<b>16</b>
第1節 地域包括ケアシステムとは .....	16
第2節 介護保険制度改革の方向性 .....	17
第3節 介護予防・重度化防止策の推進 .....	18
第4節 認知症施策の推進 .....	19
第5節 介護人材の確保策の推進 .....	20
<b>第4章 第8期介護保険事業計画に期待されていること</b> .....	<b>21</b>
第1節 第8期介護保険事業計画における基本指針とは .....	21
第2節 第8期介護保険事業計画で求められること .....	22
<b>第5章 本計画の基本理念と目標</b> .....	<b>24</b>
第1節 基本理念 .....	24
第2節 基本目標 .....	25
第3節 施策の体系 .....	26

第4節 日常生活圏域について .....	27
----------------------	----

## 第2部 各論

<b>第1章 【施策1】 介護予防・健康づくりの推進 .....</b>	<b>28</b>
第1節 本施策で目指すこと .....	28
第2節 現状と課題 .....	28
第3節 介護予防・健康づくりの推進に向けた取組 .....	28
第4節 評価指標について .....	30
<b>第2章 【施策2】 地域づくりの推進 .....</b>	<b>32</b>
第1節 本施策で目指すこと .....	32
第2節 現状と課題 .....	32
第3節 地域づくりの推進に向けた取組 .....	32
第4節 評価指標について .....	34
<b>第3章 【施策3】 在宅医療・介護連携の推進 .....</b>	<b>36</b>
第1節 本施策で目指すこと .....	36
第2節 現状と課題 .....	36
第3節 在宅医療・介護連携の推進に向けた取組 .....	36
第4節 評価指標について .....	38
<b>第4章 【施策4】 認知症施策の推進 .....</b>	<b>40</b>
第1節 本施策で目指すこと .....	40
第2節 現状と課題 .....	40
第3節 認知症施策の推進に向けた取組 .....	40
第4節 評価指標について .....	42
<b>第5章 【施策5】 在宅生活の継続性の確保策の推進 .....</b>	<b>44</b>
第1節 本施策で目指すこと .....	44
第2節 現状と課題 .....	44
第3節 在宅生活の継続性の確保策の推進に向けた取組 .....	44
第4節 評価指標について .....	46

<b>第 6 章</b>	<b>【施策 6】 多様なサービスの充実</b>	<b>48</b>
第 1 節	本施策で目指すこと	48
第 2 節	現状と課題	48
第 3 節	多様なサービスの充実に向けた取組	48
第 4 節	評価指標について	50
<b>第 7 章</b>	<b>【施策 7】 サービスの質の向上</b>	<b>52</b>
第 1 節	本施策で目指すこと	52
第 2 節	現状と課題	52
第 3 節	サービスの質の向上に向けた取組	52
第 4 節	評価指標について	54
<b>第 8 章</b>	<b>【施策 8】 感染症・災害対策の強化</b>	<b>55</b>
第 1 節	本施策で目指すこと	55
第 2 節	現状と課題	55
第 3 節	感染症・災害対策の強化に向けた取組	55

### 第 3 部 介護保険事業量の見込

※介護保険事業量の見込については、算定中となります。

# 第1部

## 総論



# 第 1 章 計画策定に当たって

## 第 1 節 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は減少局面に入中、65 歳以上の高齢者は増加し、高齢化は今後も進展していきます。

2020 年 4 月末現在で、本市の人口をみると、総人口 66,242 人、うち高齢者は 20,949 人で、高齢化率は 31.6%となっています。本市の高齢化率は全国水準をすでに上回っていますが、今後も高齢化率は高まることが予想されています。

高齢化が進展する中、国は、団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年を見据えて、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

2025 年が近づく中、さらにその先を展望すると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、医療・介護・生活支援に対するニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

こうした状況のもと、2025 年および 2040 年を見据えながら、地域包括ケアシステムのこれまでの取組の成果や課題を整理するとともに、新たな国の動向も踏まえながら、高齢者施策全体の進展を図ることを目指して、令和 3 年度を初年度とする「北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1 法制度における位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般を明らかにしたものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく計画であり、介護サービス量の見込や地域支援事業の量の見込等について明らかにしたものです。

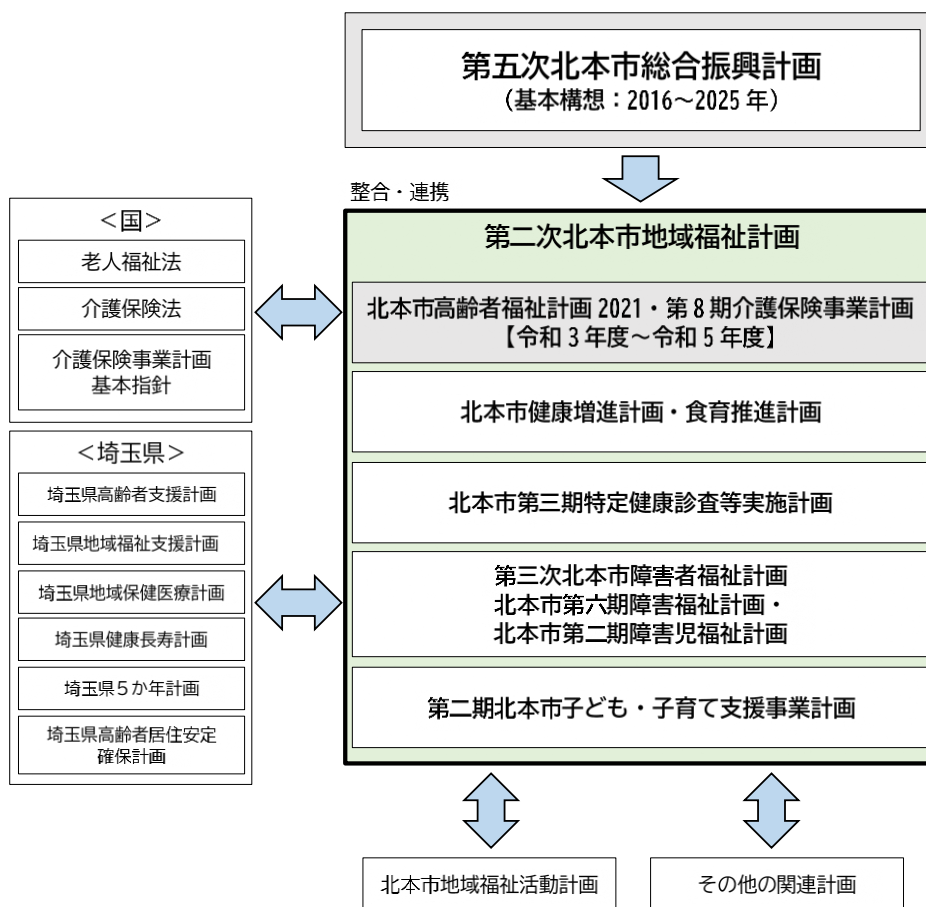
本計画は、平成30年度から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、引き続き健康づくりの項目を本計画に含め、高齢者施策の総合的な計画として、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

### 2 本市の計画体系における位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの方向性を示し「緑にかこまれた健康な文化都市」を目指す「北本市総合振興計画」において、保健・医療・福祉に位置付けられます。

また、「北本市地域福祉計画」を上位計画とし、市の関連部署の諸計画、国や県の関連計画との整合性を図って策定・実施するものです。

計画の関連図





### 第3節 計画の期間

介護保険事業計画については、2025年及び2040年を見据えた上で、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定するものです。

高齢者福祉計画については、高齢者の総合的な福祉計画として、介護保険事業計画と同期間で策定しています。

### 第4節 計画の策定体制

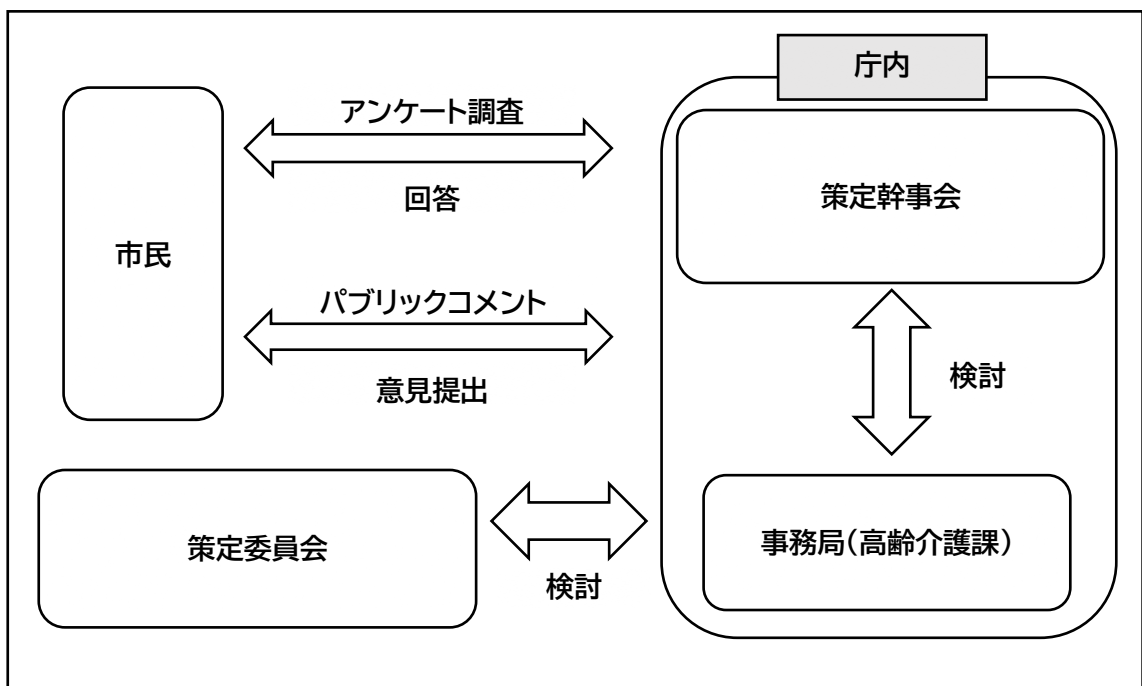
#### 1 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見が反映されるように、公募市民、医療・介護関係者等により構成する「北本市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定に関する事項の協議を行いました。

#### 2 策定幹事会の設置

本計画の策定にあたっては、幅広い分野からの意見を計画に反映できるように庁内関係部署から選出された委員で構成される「北本市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画策定幹事会」を設置し、計画策定に必要な資料の収集及び必要な事項に関する調査研究を行いました。

本計画の策定体制



### 3 アンケートの実施

#### (1) 調査の目的

本計画の策定に先立ち、市内に居住する高齢者の現状を把握し、計画作成の基礎資料とするため、下記の調査を実施しました。

#### (2) 調査方法

調査名	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の満 65 歳以上（要介護認定者を除く）の方を対象に 2,300 名を無作為に抽出し、郵送による調査を実施。
在宅介護実態調査	市内在住の要支援・要介護認定者を対象に 750 名を無作為に抽出し、郵送による調査を実施。また、介護認定に係る更新申請訪問時に聞き取り調査を 109 名に実施。
在宅生活改善調査	市内に所在するすべての居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び地域包括支援センターを対象に郵送による調査を実施。

#### (3) 実施期間

- ▶ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：2020 年 1 月 7 日～1 月 15 日
- ▶ 在宅介護実態調査（郵送）：2020 年 1 月 7 日～1 月 15 日
- ▶ 在宅介護実態調査（聞き取り）：2019 年 12 月より順次実施
- ▶ 在宅生活改善調査：2020 年 3 月 10 日～3 月 17 日

#### (4) 回収状況

調査名	配布数	回収数	回収率	有効回答数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,300	1,674	72.78%	1,674
在宅介護実態調査	859	578	67.29%	578
在宅生活改善調査	23	21	91.30%	20

## 第5節 計画推進の方策と連携体制について

### 1 計画推進のための方策

#### (1) 推進体制

福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等広範囲にわたる施策を推進していくために、庁内関係部局との連携強化を図ります。

#### (2) 計画の進捗管理

本計画に掲げる施策等については、PDCAサイクルに基づき、定期的に進捗状況を点検・評価しながら進めます。

### 2 関係機関等との連携

#### (1) 地域との連携

自治会や地域コミュニティ等との連携を強化し、市民の福祉に関する意識を高め、地域の方々がお互いに理解し協力し合い、支え合いながら生活していけるよう支援します。

#### (2) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は、支援を必要とする高齢者の把握、相談、助言等を行っており、地域と市とのパイプ役として活動しています。地域の高齢者支援に向けて、民生委員・児童委員との連携を図ります。

#### (3) 社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO法人等との連携

介護予防・日常生活支援総合事業やその他の地域支援事業等を展開するため、社会福祉協議会やシルバー人材センター、NPO法人、ボランティア団体等と連携を図ります。

#### (4) 介護事業者との連携

多様なサービス及び質の高いサービスの提供を促進するため、介護サービス事業者に、利用者のニーズや国の制度に関する情報を提供するとともに、地域課題の把握に努めます。

#### (5) 医療機関との連携

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、関係医療機関と在宅医療・介護連携体制の構築に努めます。

## **(6) 他市町村との連携**

他市町村との事業者情報等の情報連携を図りながら、介護サービスが円滑に提供できるよう努めます。また、地域密着型サービスの提供に際し、利用希望の事業所が他市町村に所在する場合においても、市町村間の協議・合意のもと、当該事業所を指定し、利用できることから、他市町村との連携・調整を行います。

## **(7) 埼玉県との連携**

埼玉県の支援や助言を受けながら、地域課題の分析、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、業務の効率化への取組ならびに有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報の把握に努めます。

## **(8) 埼玉県国民健康保険団体連合会との連携**

事業者が提供するサービスに対しての意見・苦情等に関し、適切かつ迅速な対応を行うため、埼玉県国民健康保険団体連合会と連携を図るとともに、情報共有に努めます。

## 第2章 本市を取り巻く状況～本市の将来像～

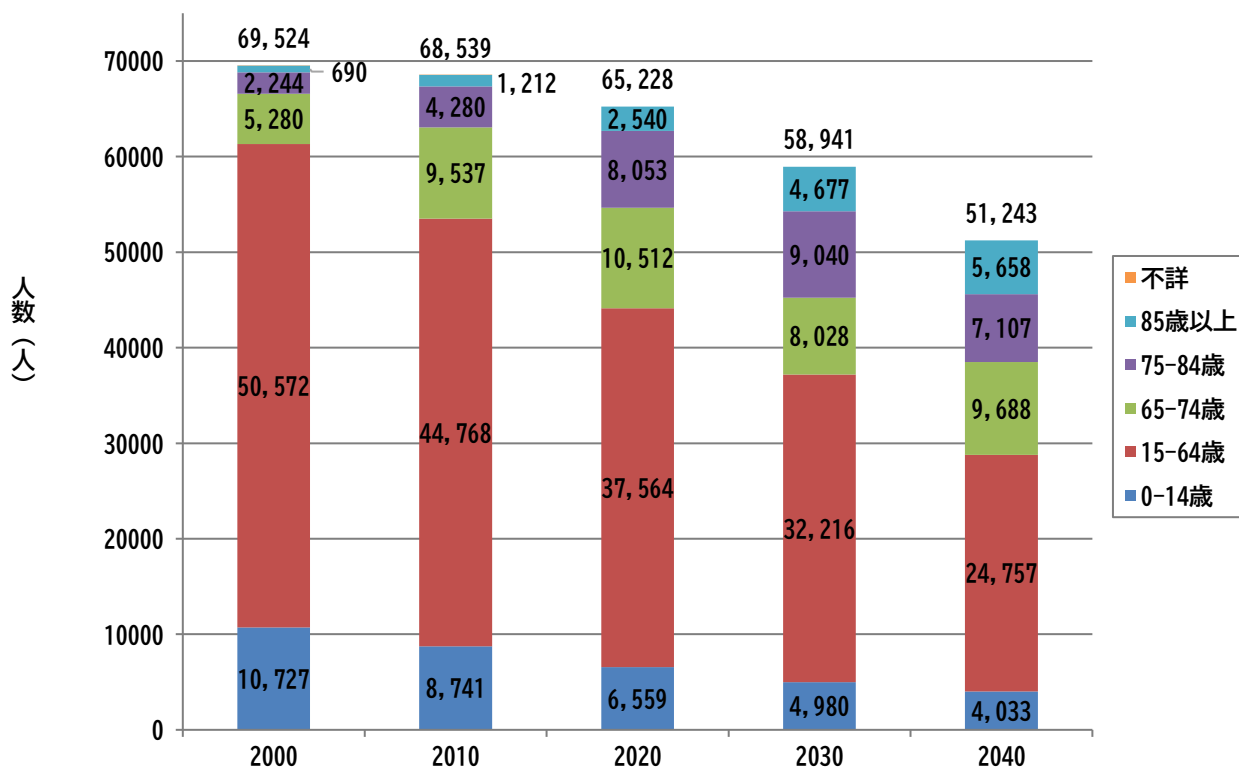
### 第1節 85歳以上人口の急増と現役世代の減少

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本市の総人口は、2000年では69,524人でありましたが、2020年には65,228人に減少し、さらに、2040年には51,243人に減少することが見込まれています。

また、2020年と2040年の年齢階級別人口を比較すると、「0-14歳」は2,526人(38.5%)、「15-64歳」は12,807人(34.1%)、「65-74歳」は824人(7.8%)、「75-84歳」は946人(11.7%)減少し、「85歳以上」は3,118人(122.8%)増加する見込みとなります。

加えて、全国における「15-64歳」の人口減少率は19.3%であり、「85歳以上」の人口増加率は65.0%であることから、本市は、全国的に見ても非常に速い速度で、現役世代が減少し、85歳以上の高齢者は増加していくことが予想されています。

年齢階級別人口の現状および将来推計



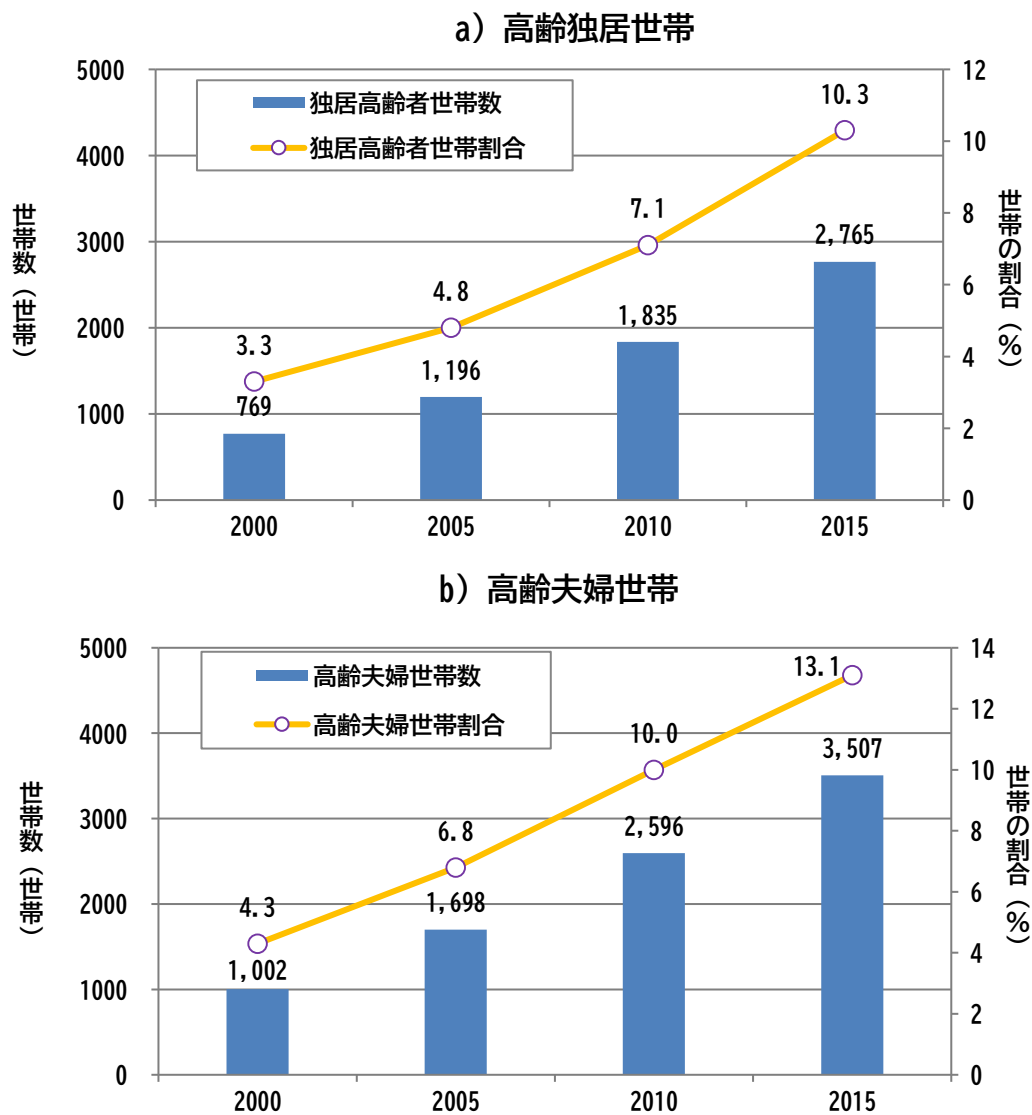
出所) 総務省：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口(2018年推計)より作成

## 第2節 高齢独居世帯・高齢夫婦世帯の増加

本市の総世帯数は、2000年では23,454世帯でありましたが、2015年には26,822世帯となり、3,368世帯増加しています。

一方で、2000年から2015年までの間に、高齢独居世帯は1,996世帯増加し、高齢夫婦世帯は2,505世帯増加しています。また、2015年における総世帯に占める高齢独居世帯の割合は10.3%であり、高齢夫婦世帯の割合は13.1%となっています。

高齢独居世帯・高齢夫婦世帯の世帯数及び世帯割合の推移



出所) 厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システムより作成

### 第3節 認定者数・認定率の状況

#### 1 介護が必要になる原因

2019年の国民生活基礎調査によると、要支援認定者においては、「関節疾患」により介護が必要になる割合が最も高く、次いで「高齢による衰弱」「骨折・転倒」の割合が高くなっています。また、要介護認定者においては、「認知症」「脳血管疾患(脳卒中)」「骨折・転倒」が原因で、介護が必要なることが多くなっています。

加齢に伴い、体力的・精神的・社会的に弱まる中で、些細なことをきっかけに、容易に支援や介護が必要な状態に陥ってしまう危険性が高くなることを「フレイル」と言います。要支援・要介護状態にならないためには、フレイルの進行を防止することが重要となります。

また、筋肉量の減少による身体機能の低下、いわゆる「サルコペニア」は、フレイルの進行に影響を及ぼす要因の一つであり、骨粗鬆症や生活習慣病と関連性が高いと言われています。

サルコペニアの状態になると、十分な運動を行えず、疲れやすい症状や活力の低下を引き起こし、身体機能の低下につながります。また、認知機能や精神的な面の低下も加わると、活動量がさらに低下し、社会的な側面からも、日常生活に支障をきたすようになります。

介護が必要とならないよう、日常生活の中から、フレイルやサルコペニアの予防に努めることが大切です。

要介護度別にみた介護が必要となった原因(上位3位)

要介護度	第1位		第2位		第3位	
総数	認知症	17.6	脳血管疾患(脳卒中)	16.1	高齢による衰弱	12.8
要支援者	関節疾患	18.9	高齢による衰弱	16.1	骨折・転倒	14.2
要支援1	関節疾患	20.3	高齢による衰弱	17.9	骨折・転倒	13.5
要支援2	関節疾患	17.5	骨折・転倒	14.9	高齢による衰弱	14.4
要介護者	認知症	24.3	脳血管疾患(脳卒中)	19.2	骨折・転倒	12.0
要介護1	認知症	29.8	脳血管疾患(脳卒中)	14.5	高齢による衰弱	13.7
要介護2	認知症	18.7	脳血管疾患(脳卒中)	17.8	骨折・転倒	13.5
要介護3	認知症	27.0	脳血管疾患(脳卒中)	24.1	骨折・転倒	12.1
要介護4	脳血管疾患(脳卒中)	23.6	認知症	20.2	骨折・転倒	15.1
要介護5	脳血管疾患(脳卒中)	24.7	認知症	24.0	高齢による衰弱	8.9

出所) 厚生労働省：2019年 国民生活基礎調査をもとに作成

## 2 認定者数の推移

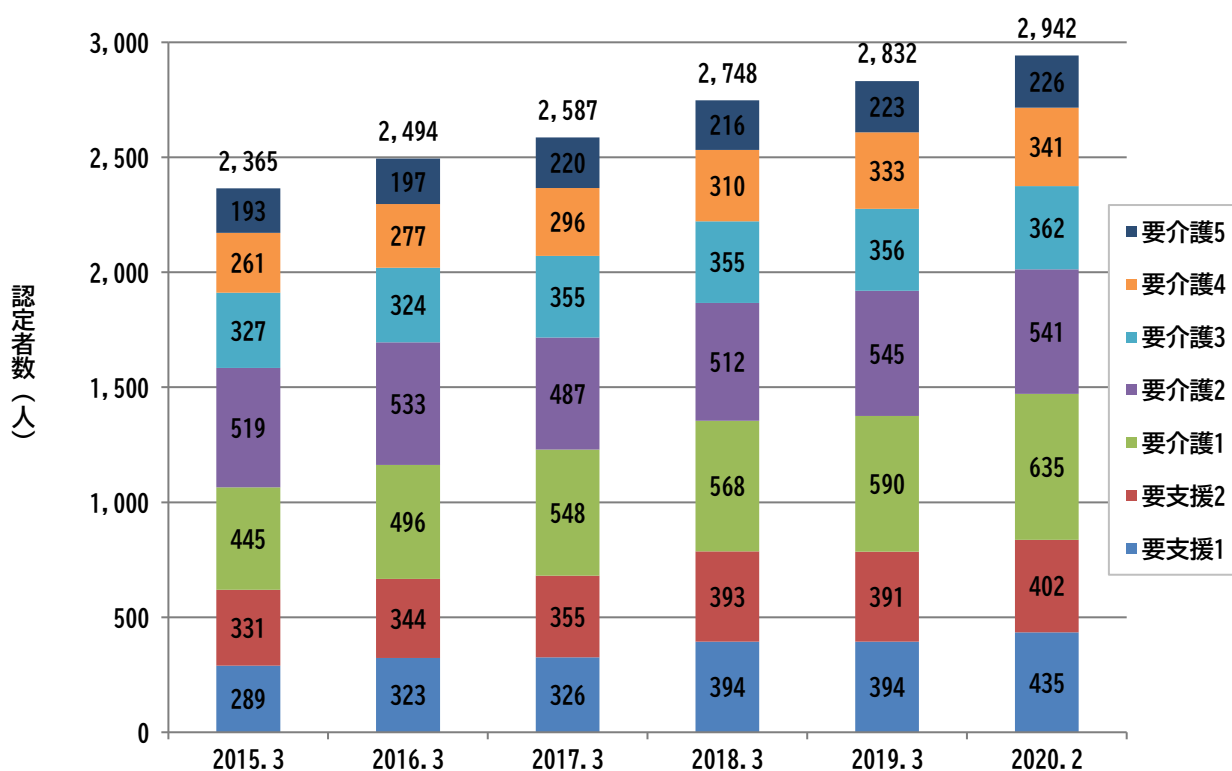
要支援・要介護認定者は、2015年3月末時点では2,365人でありましたが、2020年2月末時点には2,942人（約1.2倍）に増加しています。

また、2020年2月末時点における要支援・要介護認定者数を要介護度別にみると、「要支援1・2」は837人（28.5%）、「要介護1・2」は1,176人（40.0%）、「要介護3-5」は929人（31.6%）となっています。

さらに、2015年から2020年までの期間中における要支援・要介護認定者数の要介護度別増加数は、「要支援1・2」は217人、「要介護1・2」は212人、「要介護3-5」は148人となっています。

加えて、2015年3月末から2020年2月末までの要支援・要介護認定者数の伸び率（2015年3月末を100とした場合）を要介護度別にみると、「要支援1」が1.50倍と最も高く、次いで「要介護1」が1.43倍、「要介護4」が1.31倍となっています。

要介護度別にみた要支援・要介護認定者数の推移



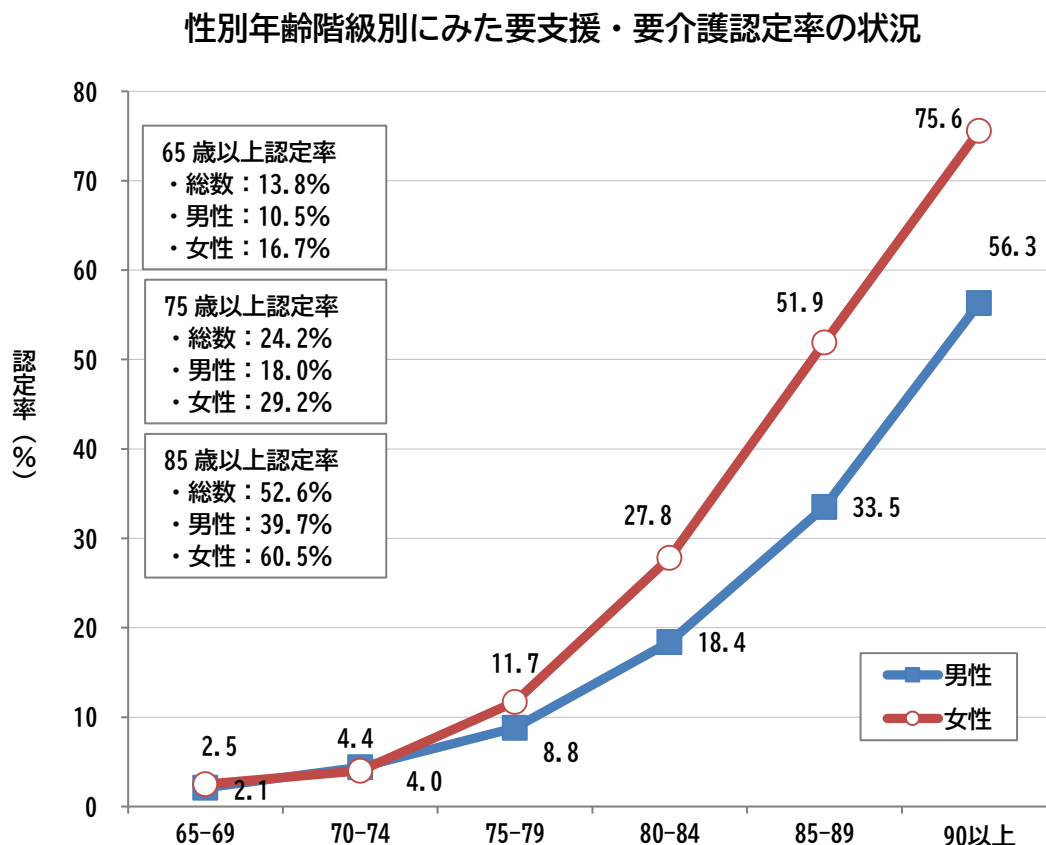
出所) 厚生労働省: 地域包括ケア「見える化」システムより作成



### 3 性別年齢階級別にみた要支援・要介護認定率の状況

2020年3月末時点における65歳以上の要支援・要介護認定率は13.8%であり、同認定率を性別にみると、男性では10.5%、女性では16.7%となります。また、同時点における全国の65歳以上の要支援・要介護認定率は18.2%であることから、全国的にみると、本市の65歳以上の要支援・要介護認定率は低い水準にあります。

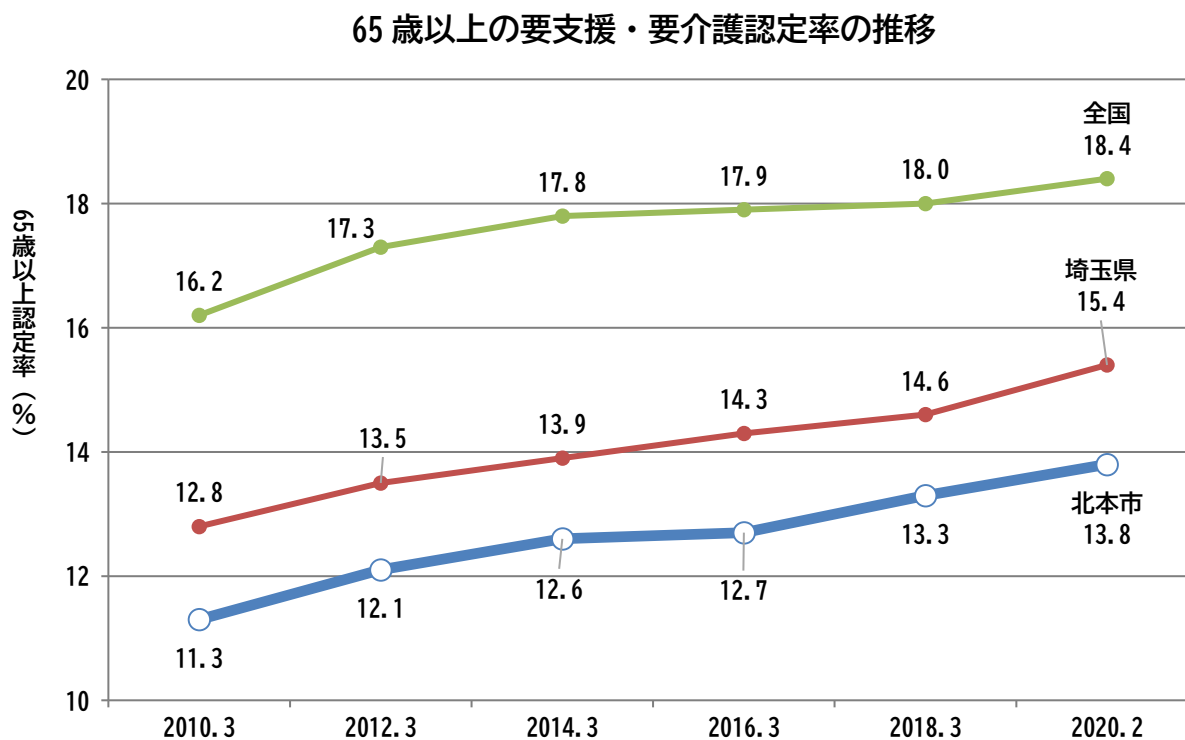
同様に、75歳以上及び85歳以上の要支援・要介護認定率においても、本市の同認定率は、全国的に低い水準にあります。



出所) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」2020年3月分、総務省「人口推計」2020年4月概算値をもとに作成

#### 4 65歳以上の要支援・要介護認定率の推移

本市の要支援・要介護認定率は、2010年3月末時点では11.3%でありましたが、2020年2月末時点では13.8%に増加しているものの、同期間における全国の値及び埼玉県の値を下回る水準で推移しています。



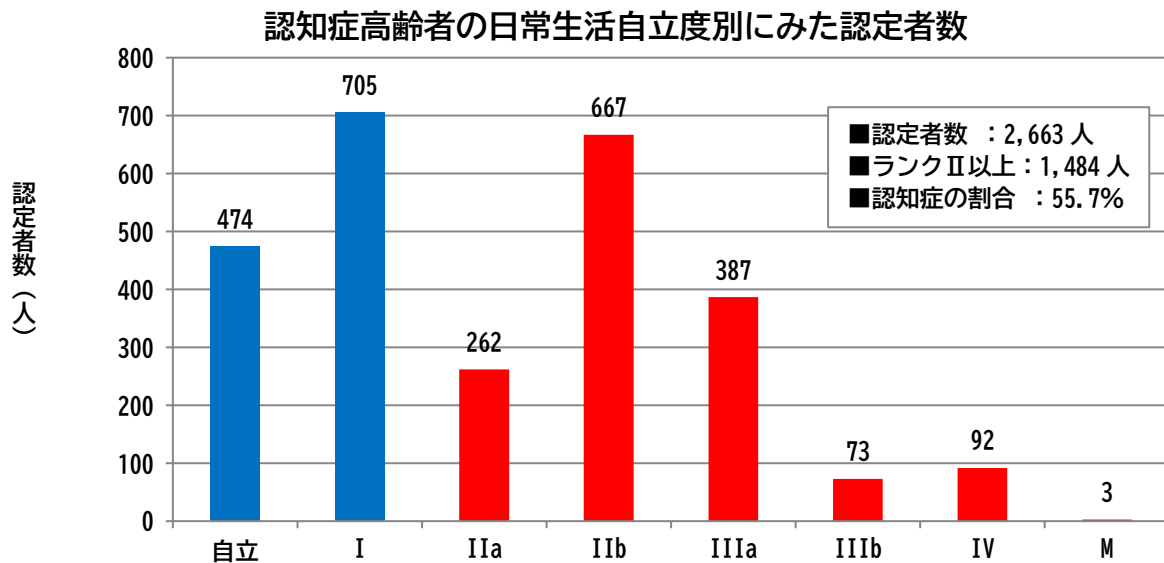
出所) 厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システムより作成

## 第4節 認知症高齢者数・認知症出現率の状況

### 1 認知症高齢者数

2020年3月末時点の要支援・要介護認定者数は2,663人であり、そのうち「認知症高齢者の日常生活自立度」がランクⅡ以上の人（以下、「認知症高齢者」という。）は1,484人（55.7%）でした。

要支援・要介護認定者数は2040年にかけて増加することが見込まれていることから、認知症高齢者数についても、増加していくことが見込まれます。



出所) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」2020年3月分、総務省「人口推計」2020年4月概算値をもとに作成

参考1 認知症高齢者の日常生活自立度

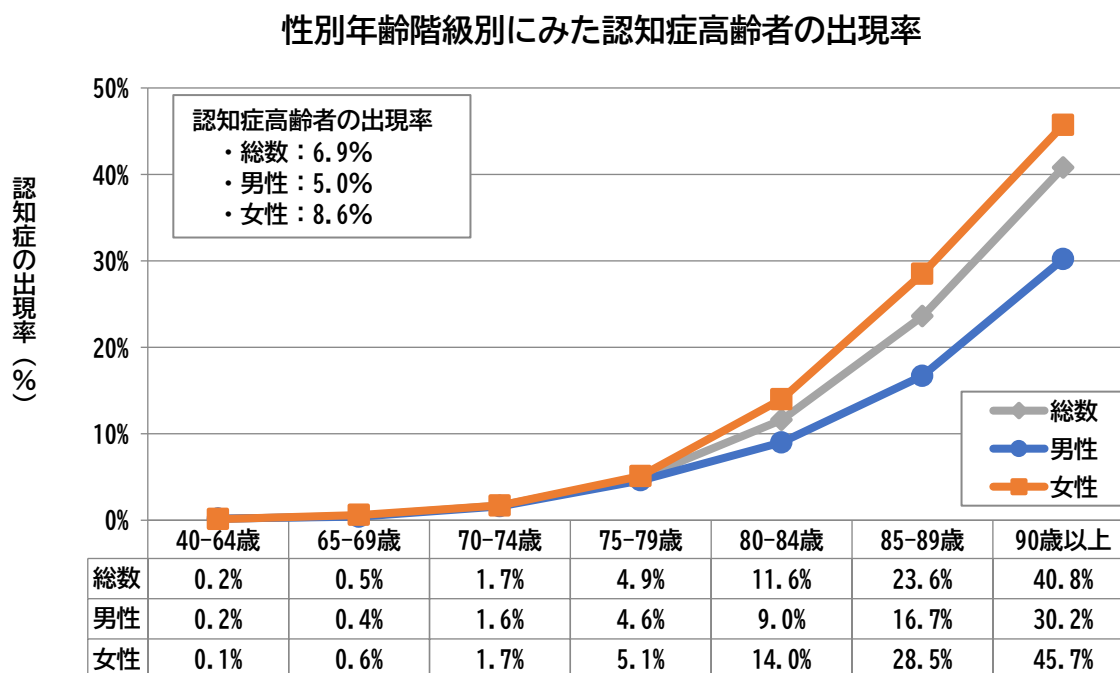
ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 II a. 家庭外で上記の状態が見られる。(たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等) II b. 家庭内でも上記の状態が見られる。(服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等)
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 III a. 日中を中心として上記の状態が見られる。(着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等) III b. 夜間を中心として上記の状態が見られる。(症状、行動はIII aに同じ。)
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。(せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等)

## 2 認知症高齢者の出現率

2020年3月末時点の認知症高齢者の出現率は6.9%であり、男性においては5.0%、女性においては8.6%であります。

また、「40-64歳」では、女性より男性の認知症高齢者の出現率が高く、反対に、65歳以上においては、女性の認知症高齢者の出現率が、男性よりも高い状況でした。

加えて、85歳以上における認知症高齢者の出現率は、他の年齢階級と比較すると、高い値となっています。



出所) 北本市の人口データ(2020.3)、要介護認定データ(2020.3)をもとに作成

## 第5節 本市の現状から見えてきた重点課題

### 1 本市の現状

本市の現状については、次のとおりとなります。

- 年齢階級別人口の推移をみると、85歳以上の人口が2020年から2040年の間で2.2倍に増加することが見込まれる中、「15-64歳」の人口は、同期間において約3割減少することが予想されます。本市の85歳以上の人口増加率及び「15-64歳」の人口減少率は、全国的にも高いこととなります。
- 世帯の状況をみると、2000年から2015年の間で、高齢独居世帯は3.6倍、高齢夫婦世帯は3.5倍に増加しています。また、2015年時点で、高齢独居世帯は総世帯の10.3%を占め、高齢夫婦世帯は総世帯の13.1%を占める状況です。
- 2020年2月末時点の認定者数2,942人を要介護度別にみると、「要支援1・2」は28.5%、「要介護1・2」は40.0%、「要介護3-5」は31.6%となっています。
- 要支援・要介護認定率は、全国平均及び県平均を下回る水準にあるものの、2010年時点においては11.3%でありましたが、2020年2月末時点では13.8%に増加している状況です。
- 2020年3月末時点の認定者数のうち、認知症高齢者が55.7%を占めています。
- 85歳以上の要支援・要介護認定率及び認知症出現率は、他の年齢階級よりも高い状況です。本市では、2020年から2040年にかけて85歳以上の人口が約2.2倍に増加する見込であるため、要支援・要介護認定者及び認知症高齢者が増加することが予想されます。

### 2 本市の重点課題

本市の現状から、次の6つの事項が重点課題となります。

- ① 急増する介護ニーズに対する体制の整備
- ② 多様な支援者を増やすための社会参加・地域貢献の促進（活躍の場づくり）
- ③ 介護予防・健康づくりの機能強化による元気高齢者の増加（②とも関連）
- ④ 認知症の人の共生と予防の推進
- ⑤ 介護人材の確保と生産性の向上（②とも関連）
- ⑥ 中重度者への支援体制の強化（在宅生活の継続性の向上を含む）

# 第3章 地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けた国の施策動向

## 第1節 地域包括ケアシステムとは

本市では、2020年から2040年にかけて、85歳以上の人口が約2.2倍に増加することが見込まれています。

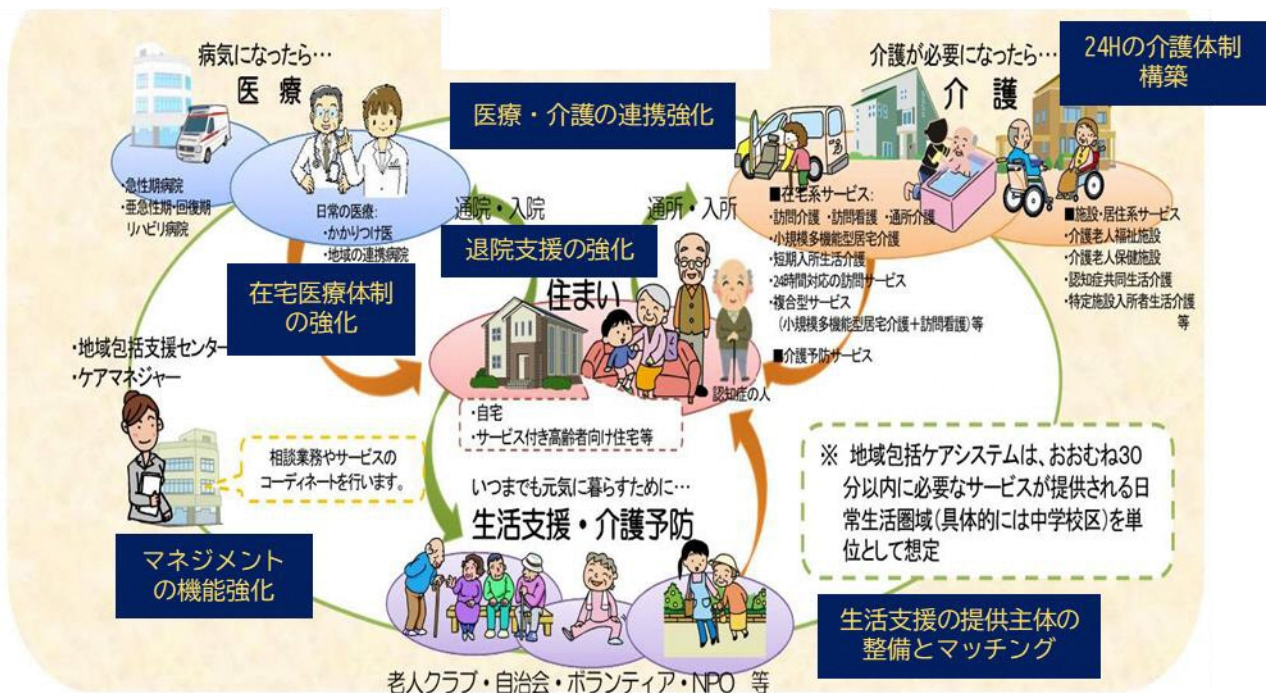
85歳以上の高齢者については、医療や介護だけでなく、生活支援に対するニーズも高い傾向があるため、医療や介護、生活支援といった包括的なニーズに対応する必要があります。ことから、包括的なサービス提供体制の構築が求められます。

また、サービス利用者の状態や状況にあわせて、適切なサービスにつなげるためには、その役割を担う専門職が必要となります。

このような役割を担うのが、主に要支援者を支援する「地域包括支援センター」及び主に要介護者を支援する「ケアマネジャー」です。

地域の実情にあわせて、利用者が必要とする医療・介護・生活支援サービスの提供者及びこれらのサービス提供者の連携を図るマネジメント担当者が協働することにより、利用者が望む生活の実現を図ることを目的とした「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

### 地域包括ケアシステムとは



出所) 厚生労働省：地域包括ケアシステムの構築に向けて、第46回介護保険部会

資料3(2013/8/28)を一部修正

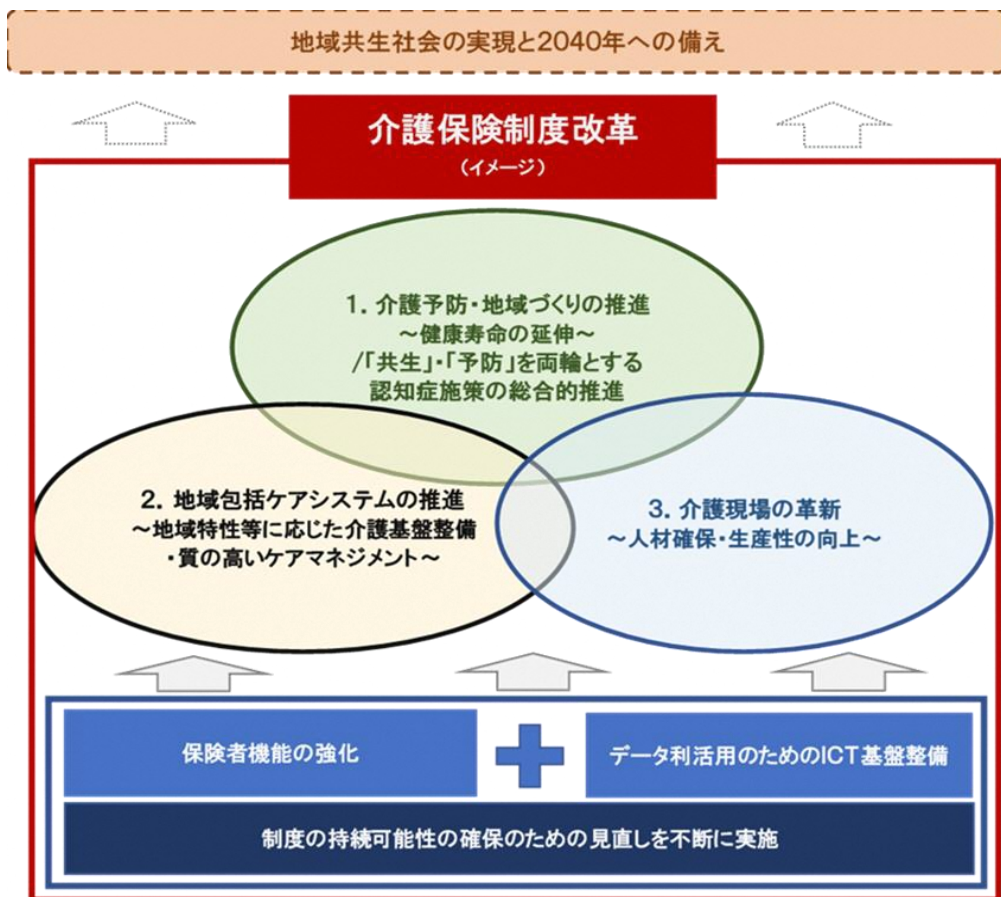
## 第2節 介護保険制度改革の方向性

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

さらに、85歳以上人口の急増と現役世代の人口減少が同時に進行する2040年までを見据え、次の6つの事項に取り組むこととしています。

- ① 介護予防・健康づくりの推進／認知症施策の総合的推進
- ② 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
- ③ 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～
- ④ 保険者機能の強化
- ⑤ データ利活用のためのICT基盤整備
- ⑥ 持続可能な制度の構築

### 介護保険制度改革の全体像



出所) 厚生労働省：介護保険制度の見直しに関する意見、第89回介護保険部会（2019年12月27日）  
資料1より引用

### 第3節 介護予防・重度化防止策の推進

2014年介護保険法改正において、介護予防・重度化防止を推進する観点から、一般介護予防事業が創設されました。

国は、同事業を通じて、介護予防・重度化防止の推進を目指していますが、特に重視されているのが、「住民主体の通いの場」（以下、「通いの場」という。）の整備と活動の促進です。

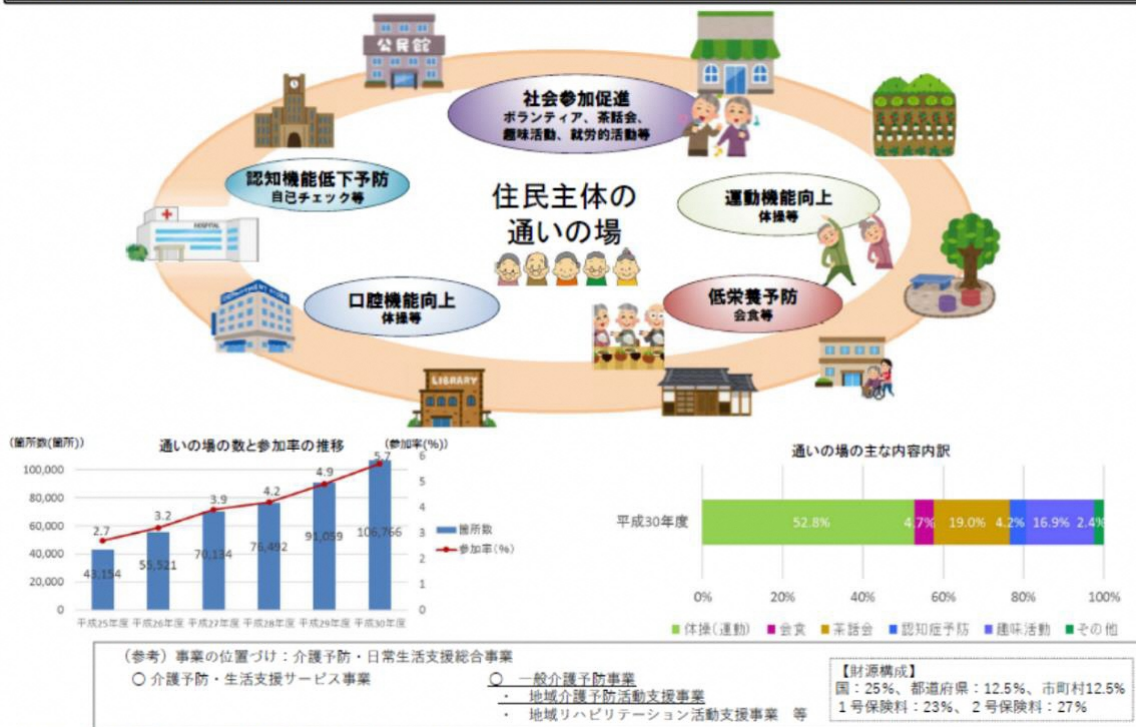
また、通いの場に、医療や介護の専門職も参加し、生活習慣や運動、栄養面に対する指導・助言を行うといった取組も推進される方向にあります。

加えて、高齢者が何らかの支援が必要な状態になったとしても、本人の希望と状態を踏まえ、様々な活動に参加できるよう、地域とのつながりを保ちながら、役割を持って生活できる環境整備を進めることが重要です。

このことから、高齢者の社会参加を促進するため、活動する場と活動したい人を結びつける役割のコーディネーターを配置していくことも検討されています。

#### 通いの場の推進

○ 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的としている。



(※) 介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与 515市町村  
 うち、高齢者等による介護予防に資するボランティア活動に対するポイントの付与 426市町村 (介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況(平成30年度実施分)に関する調査)

出所) 厚生労働省：一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ(案)(参考資料)、第9回一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(2019年12月9日)参考資料1より引用



## 第4節 認知症施策の推進

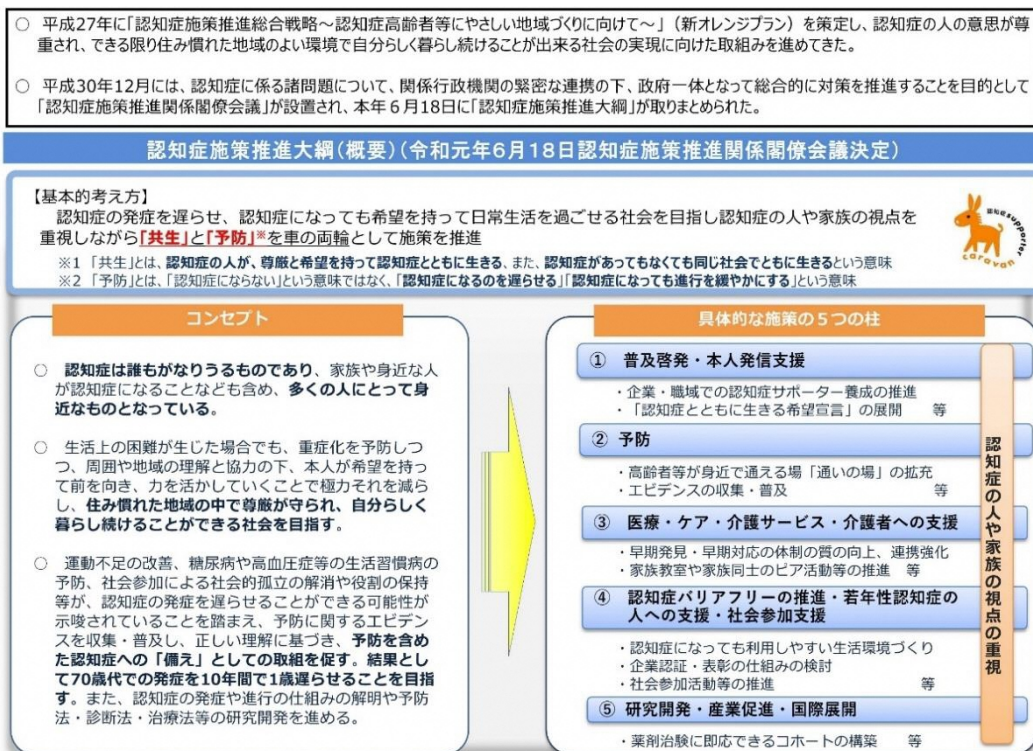
認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現を目指した「認知症施策推進大綱」が公表されました。この大綱は、5つの施策の柱で構成されていますが、その基本的考え方は、「認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこと」です。

このことを実現するために、高齢者等が身近に通うことができる通いの場を更に拡充するとともに、市民農園や森林空間、市町村で実施するスポーツ教室、公民館等の社会教育施設における講座や大学の公開講座等、地域住民が幅広く活用できる場も最大限に活用し、認知症予防に資する可能性のある各種活動を推進するとされています。

また、これらの高齢者等が身近に通える場等において、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応、重症化予防につなげるため、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動も推進するとされています。

さらに、認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、介護予防にもつながる取組を推進するとされています。

### 認知症施策推進大綱の概要



出所) 厚生労働省: 認知症施策の動向について、認知症の方の社会参加・就労等について考えるフォーラム(2019年9月6日)、資料より引用

## 第5節 介護人材の確保策の推進

わが国においては、2040年にかけて、85歳以上人口が増加し、現役世代が減少していくことが見込まれていることから、今後、介護人材の確保が一層困難になることが予想されています。

こうした中、国は、介護人材確保を図るため、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等、総合的な介護人材確保対策に取り組んでいます。

こうした取組の一環として、「元気高齢者等参入促進セミナー事業」が展開されています。

この事業は、元気高齢者をターゲットとして、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施するだけでなく、入門的研修等への誘導や介護助手等として介護施設・事業所とのマッチングを図る取組などを一体的に実施するものです。

三重県は、介護人材の確保、高齢者の就労先の確保及び参加者の介護予防推進の観点から、介護助手活用モデル事業を実施した結果、受入れ側である介護現場、参加者及び離職率低減の面において効果があったと報告しています。

### 介護助手活用モデル事業の推進例



出所) 厚生労働省老健局: より良い職場・サービスのために今日からできること(業務改善の手引き), 介護サービス事業(施設サービス分)における生産性向上ガイドライン, 2019年3月より引用

## 第4章 第8期介護保険事業計画に期待されていること

### 第1節 第8期介護保険事業計画における基本指針とは

第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）では、国の介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、次の7つの事項に関する記載を充実させることとなっています。

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

#### 第8期介護保険事業計画の基本指針

1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備  
2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
2. 地域共生社会の実現  
地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）  
一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載  
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載  
自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載  
総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定  
保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）  
在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載  
要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載  
PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化  
住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載  
整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進  
認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）  
教育等他の分野との連携に関する事項について記載
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化  
介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載  
介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載  
総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載  
要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要  
文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
7. 災害や感染症対策に係る体制整備  
近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

出所）厚生労働省：基本指針の構成について、第91回介護保険部会（2020年7月27日）、資料2-1より引用

## 第2節 第8期介護保険事業計画で求められること

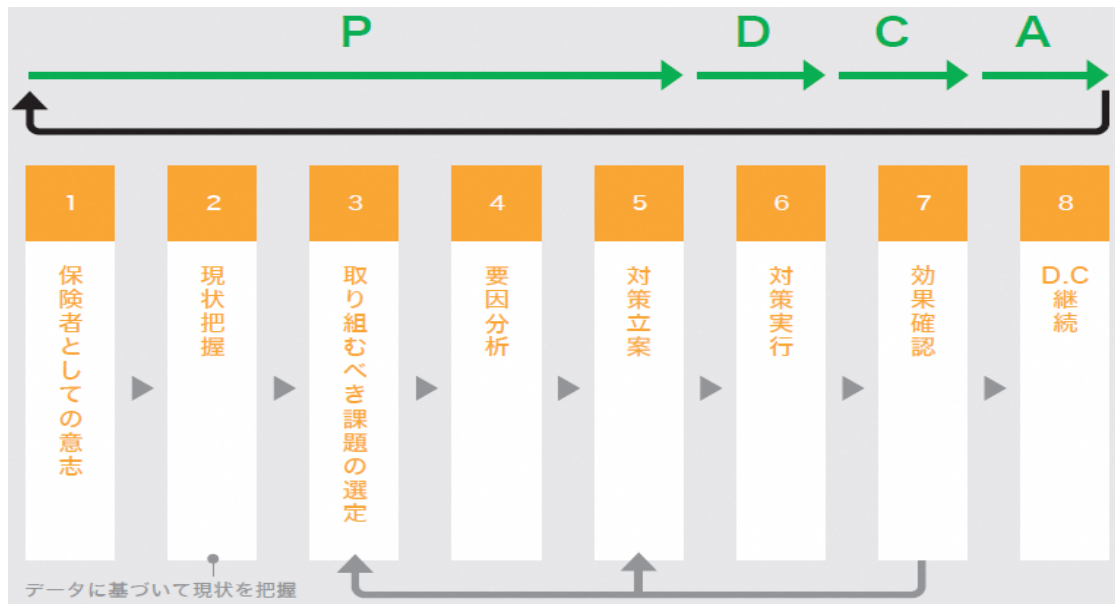
### 1 実績踏襲型からビジョン達成型の計画へ

従来の計画では、計画期間の介護サービス量や地域支援事業の見込量について、現在のサービス利用が今後も続くと仮定する「自然体推計」に施策効果を反映させることで、サービス受給者数の推計や保険料の算出を行ってきました。この方法は、現在においても有効ではありますが、これだけでは「地域の目指す姿（ビジョン）」の達成につながるとは限りません。

2018年7月30日に、厚生労働省が公表した「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」で示されているPDCAサイクルの最初のステップが、「保険者としての意思」となっています。また、2020年8月に、同省から公表された「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」においても、地域が目指すべきリハビリテーションサービス提供体制のあり方（ビジョン）と、データに基づいた各地域の実態や課題の分析を通して、これを達成するための構築方針を明確にすることが重要とされています。

サービス見込量や保険料の推計作業に加えて、介護保険事業計画をもとに、地域が目指す姿を設定した上で、目的、目標及び手段を考えていくとともに、目標の達成につながる取組を推進することが求められています。

介護保険事業計画におけるPDCAサイクル



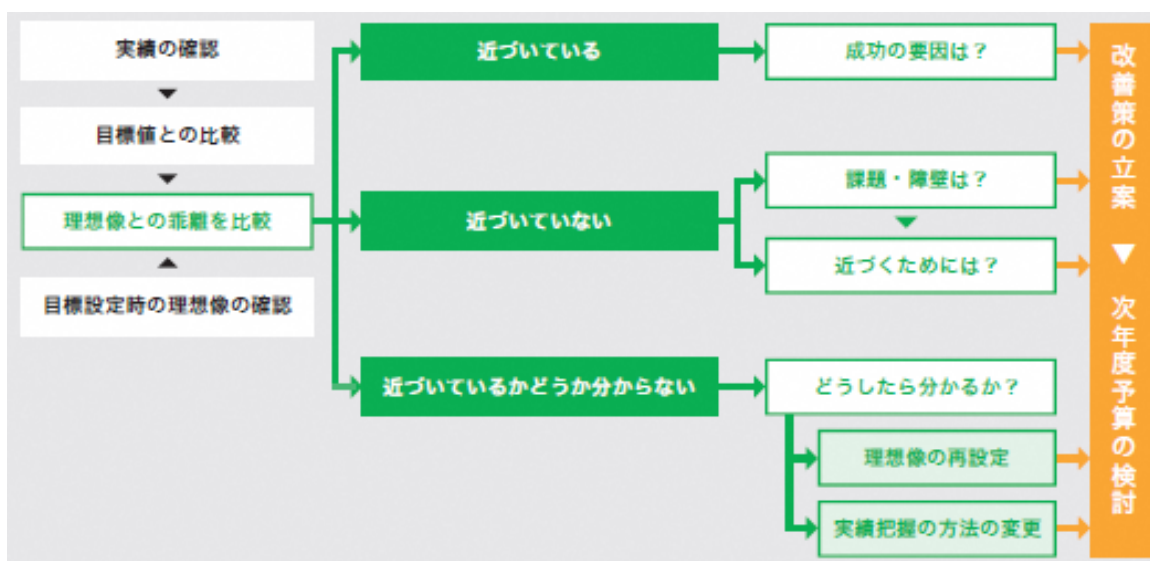
出所) 厚生労働省：介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（2018年7月30日）より引用

## 2 進捗管理の強化

介護保険事業計画を策定するにあたり、各期におけるサービス量を見込み、次期の保険料額を算定する必要があります。ただし、介護保険事業計画において見込んだサービス量は、当該計画期間中も、サービス利用動向や計画作成時の想定との相違を確認し、想定と実績の間にギャップ（課題）が生じていれば、何らかの取組を検討する必要があります。

こうした進捗の管理については、提供体制の構築を通じて達成したいビジョンを設定した上で、現状や施策実施後の状況をデータや指標等で確認し、計画値と実績値のギャップを把握しながら、原因を検証し、対策を検討することが求められています。

### 理想像と実績の比較に基づく進捗管理方法のイメージ



出所) 厚生労働省：介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（2018年7月30日）より引用

## 第5章 本計画の基本理念と目標

### 第1節 基本理念

市の最上位計画である第五次北本市総合振興計画の基本理念は、「市民との協働による持続可能なまちづくり」です。

また、高齢者福祉計画 2018・第7期介護保険事業計画（以下、第7期計画）の基本理念は「地域で支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」でした。

なお、第7期計画では基本理念を達成するため、「いきいきとその人らしく健やかに暮らせるまち」、「住み慣れた地域で暮らし続けられるまち」、「安心してサービスを受けられるまち」の3つの目標を掲げていました。

介護保険制度の基本理念・介護報酬の内容、介護保険制度改革の方向性及び本市の介護保険を取り巻く状況を踏まえ、本計画の基本理念と基本目標を第7期計画から継承し、以下のとおり基本理念を定めます。

### 本計画の基本理念

地域で支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち

## 第2節 基本目標

基本理念の実現を目指し、以下の3つの目標を定めます。

### 基本目標1 いきいきとその人らしく健やかに暮らせるまち

---

高齢になっても、健康でいきいきとした生活を送ることは、本人・家族・地域における共通の目標となります。そのために、生涯を通じて心身ともに健やかに自立して生活が送れるよう、介護予防と健康づくりを推進します。

また、高齢者がこれまでに培った知識や経験、技術等をいかし、その人らしくいきいきと、社会と関わりを持ち続けながら生活を送ることを可能とするため就労や地域活動等、新たな役割と生きがいを持って地域で活躍できるよう支援します。

### 基本目標2 住み慣れた地域で暮らし続けられるまち

---

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制の構築に努めます。

また、認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても自分らしい日常生活を過ごせる地域を目指します。

さらに、市・地域包括支援センターが中心となって、NPO法人、社会福祉協議会、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等と連携しながら、介護者等への支援を含めた多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進します。

### 基本目標3 安心してサービスを受けられるまち

---

高齢者等が安心して介護サービスや生活支援サービスが利用できるよう、本人の意思を尊重しながら、心身状態、住環境や家族介護力等一人ひとりの置かれた状況・状態に応じて、適切なサービス提供ができる体制の構築に努めます。

また、介護サービス事業所や介護に係る専門職等との連携を推進することにより、介護サービス等の質の向上に努めます。

さらに、災害や感染症等への対策の重要性について介護サービス事業所等と共有することにより、非常時においても安定したサービス提供が受けられる体制の構築を推進します。

### 第3節 施策の体系

3つの目標に対して、以下の8つの施策を展開します。

<b>【基本理念】</b> 地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち	<b>【目標1】</b>  いきいきとその人らしく健やかに暮らせるまち	<b>【施策1】 介護予防・健康づくりの推進</b> ☞ P.28 (1) 一般介護予防事業等による介護予防の推進 (2) リハビリテーション提供体制の整備 (3) 保健事業と介護予防の一体的推進 (4) 健診受診率の向上等による健康管理の強化  <b>【施策2】 互いに支え合う地域づくりの推進</b> ☞ P.32 (1) 地域における支え合い体制の強化 (2) 社会参加の促進
	<b>【目標2】</b>  住み慣れた地域で暮らし続けられるまち	<b>【施策3】 在宅医療・介護連携の推進</b> ☞ P.36 (1) 地域の医療・介護の資源の把握及び情報提供の促進 (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (3) 多職種協働の体制整備  <b>【施策4】 認知症施策の推進</b> ☞ P.40 (1) 一般介護予防事業等を活用した予防の推進 (2) 本人の意思に沿った支援の展開 (3) 認知症初期集中支援チームの推進 (4) 認知症に関する理解の促進  <b>【施策5】 在宅生活を継続するための支援</b> ☞ P.44 (1) 在宅生活者への支援 (2) 家族支援を含めた支援体制の整備促進 (3) 要介護度の重度化や再発防止の推進
	<b>【目標3】</b>  安心してサービスを受けられるまち	<b>【施策6】 多様なサービスの充実</b> ☞ P.48 (1) 地域資源の把握・活用 (2) 介護予防・生活支援サービスの推進 (3) 地域密着型サービスの整備促進  <b>【施策7】 介護サービスの質の向上</b> ☞ P.52 (1) 業務効率化の推進 (2) 介護人材の確保・育成 (3) 介護給付適正化事業  <b>【施策8】 感染症・災害対策の強化</b> ☞ P.55 (1) 介護事業所に対する感染症・災害対策に関する支援 (2) 災害等発生時の体制整備

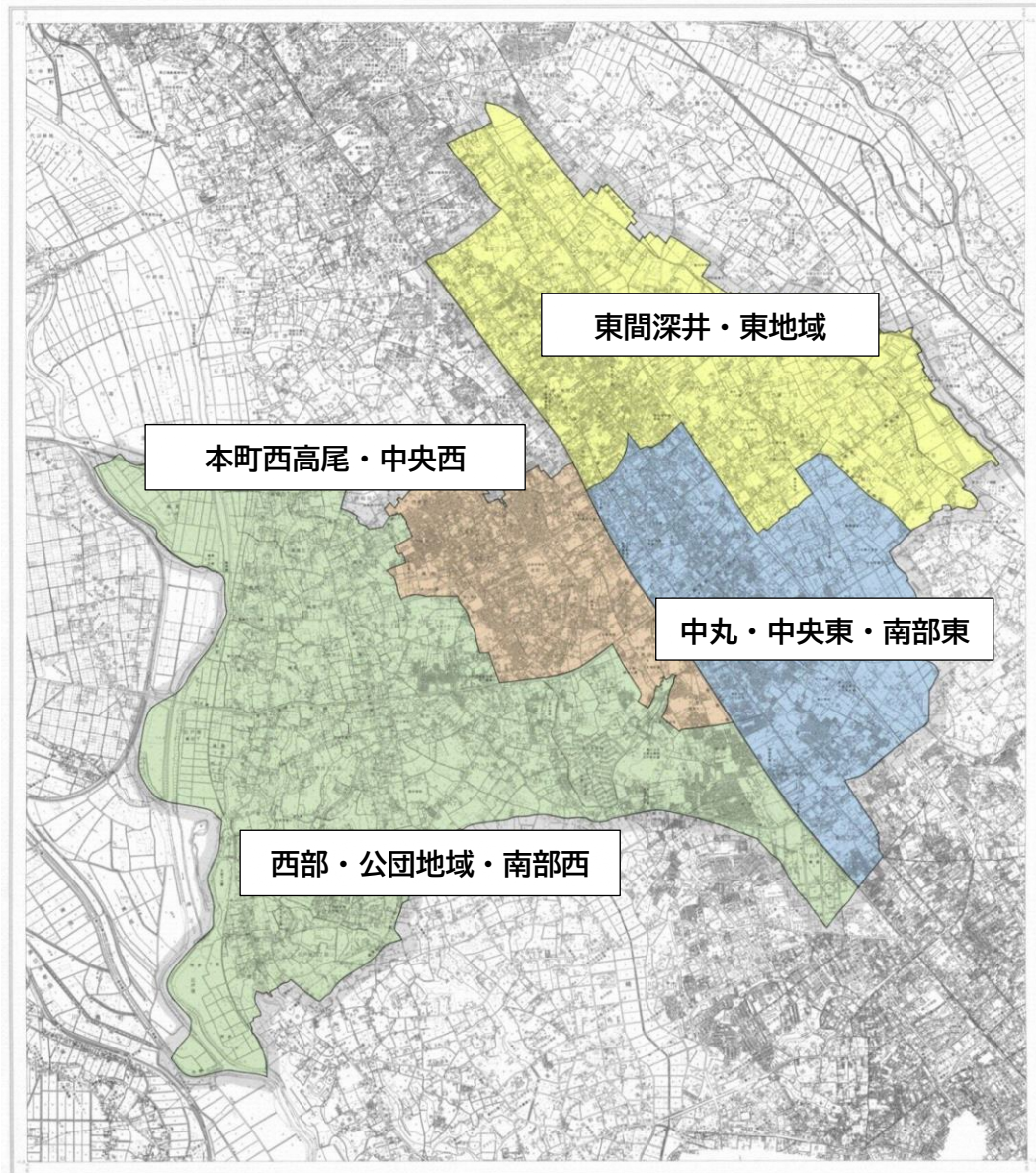


## 第4節 日常生活圏域について

本市では、第3期介護保険事業計画以降、日常生活圏域の設定については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市内を地理的条件、人口、交通網等の社会的条件、サービス提供施設の整備状況、地域づくり活動等を考慮し、4つの日常生活圏域を設定しています（※）。

※本市では日常生活圏域に合わせ、4箇所の地域包括支援センターを設置しています。

### 日常生活圏域の設定





## 第 2 部

### 各 論



## 第1章 【施策1】介護予防・健康づくりの推進

### 第1節 本施策で目指すこと

介護予防は、要介護状態等となることを予防すること、又は要介護状態等を軽減させ、若しくは悪化を防止することを目的とするものです。

特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すだけではなく、心身機能・活動・参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることで、日常生活の活動性を高め、家庭や地域といった社会において自身の能力に応じた役割を持つようにすることが重要です。また、自身の健康状態を理解し、健康状態の維持・改善を推進することも重要です。

本施策では、介護予防と健康づくりをとおして、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現を支援し、生活の質の向上を図り、いきいきと健やかに暮らせるまちを目指します。

### 第2節 現状と課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）の結果によると、85歳以上の高齢者は、転倒を起こす危険性が高い傾向があります。これは、歩行機能や運動機能の低下が原因であると考えられるため、高齢者の運動機能の維持・向上を図る介護予防を推進する必要があります。そのためには、本市が介護予防活動として推奨している「イキイキとまちゃん体操」を、より推進していく必要があると考えられます。また、ニーズ調査の結果によると、高齢者の約3割が日常生活を送る中で、生きがいを感じることができていないため、高齢者の活動性を高める働きかけが必要となります。

加えて、介護保険に係る要介護認定データを分析した結果、要支援1の認定者の約半数が3年後に重度化していることから、重度化の防止が必要となります。

その他、令和元年度における後期高齢者健康診査の受診率は5割を下回る状況にあるため、受診率の向上を図ることが求められます。

### 第3節 介護予防・健康づくりの推進に向けた取組

#### 1 これまでの取組

介護予防に関しては、一般介護予防事業として、住民が主体となって行う「イキイキとまちゃん体操」の普及に向けた介護予防サポーターの養成及び通いの場の立ち上げを支援してきました。また、地域で介護予防活動等を行っている団体に対し、リハビリテーション職の派遣と介護予防に関する助言等を実施してきました。

このほか、健康づくりに関しては、特定健康診査・後期高齢者健康診査等の健診の充実を図るとともに、健康相談や健康教室を実施することにより、健康管理意識の向上に努めてきました。

## 2 これからの取組

### (1) 一般介護予防事業等による介護予防の推進

リハビリテーション職と連携し、介護予防活動等を行っている住民主体の通いの場の支援を図るとともに、本市が介護予防活動として推奨している「イキイキとまちゃん体操」の普及に努めます。また、介護予防や健康づくりを目的とした体操教室等を開催することにより、介護予防等の普及啓発を推進します。

その他にも、地域ケア会議等を活用し、リハビリテーション職とケア職の連携強化を図り、介護度の重度化率が減少するよう努めるとともに、生活支援コーディネーター等により、地域の様々な活動やボランティア活動への参加を促すことで、介護予防を推進します。

なお、これらの取組は、認知機能低下の予防につながる可能性も高いことから、認知症の発症予防の観点も踏まえながら推進します。

### (2) リハビリテーション提供体制の整備

要支援・要介護者の重度化防止を推進するためには、地域リハビリテーション体制の整備が重要となります。

そのため、訪問・通所リハビリテーション及び訪問看護ステーションに所属するリハビリテーション職による訪問等の提供体制の整備促進を図ります。

### (3) 保健事業と介護予防の一体的推進

転倒リスクや病気の発症・再発リスクが高い 75 歳以上高齢者の場合、運動機能や栄養状態の向上等による生活機能全般の改善と、生活習慣の見直しによる健康管理の強化を一体的に進めていく必要があります。

そのため、関係部局と連携の上、国保データベースシステムを活用し、ハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチを通じた取組を推進します。

### (4) 健診受診率の向上等による健康管理の強化

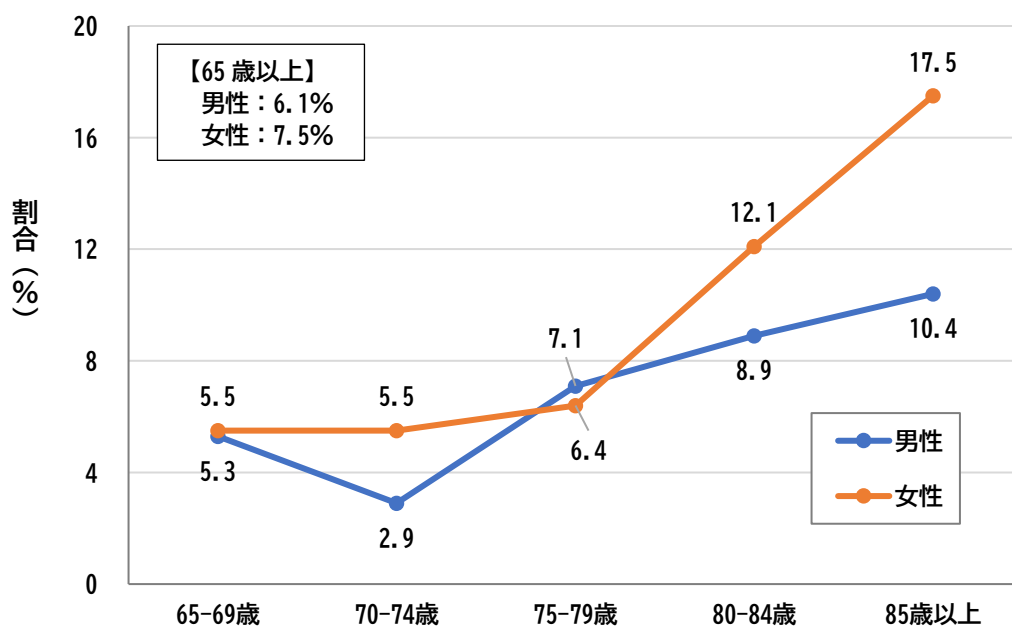
特定健康診査・後期高齢者健康診査等の健診の充実を図り、病気の早期発見・重度化防止に努めます。また、心身の健康に関する相談体制の構築を図るとともに、病気の予防及び重症化の防止を目的とした健康教室を開催し、市民の健康管理意識の向上に努めます。

## 第4節 評価指標について

以下の指標を設定し、動向を確認することで、本施策の効果を検証していきます。

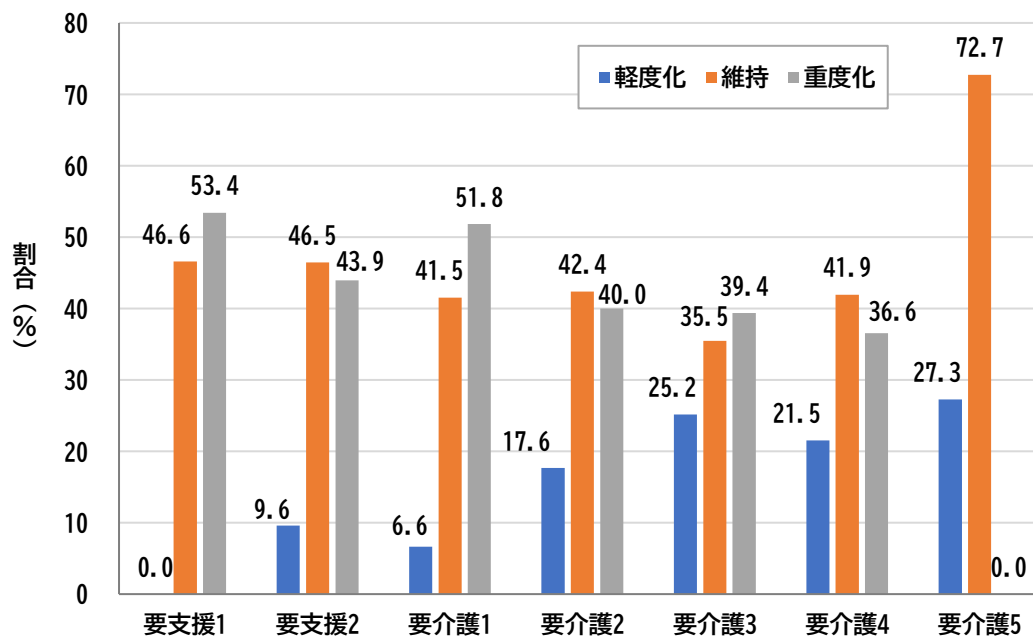
番号	指標名	現状値	説明
1	転倒する危険性が高い高齢者の割合	【65歳以上】 ・男性：6.1% ・女性：7.5%	ニーズ調査において、「過去1年間に転倒したことがありますか」に対し、「何度もある」と回答した人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、高齢者の運動機能が維持・向上しているか確認することができます。
2	外出を控えている高齢者の割合	【65歳以上】 ・男性：4.1% ・女性：3.2%	ニーズ調査において、「週に1回以上外出していますか」に対し、「ほとんどしていない」と回答した人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、高齢者の活動性が向上したことを確認することができます。
3	要介護度の重度化率	【要支援・要介護認定者】 ・要支援1：53.4% ・要支援2：43.9% ・要介護1：51.8%	要支援1・2、要介護1の認定者のうち、3年後の要介護度が重度化した人の割合のことで、この数値が減少することにより、介護予防の効果を確認することができます。
4	通いの場への高齢者の参加率	【65歳以上】 ・参加率：0.7%	65歳以上の高齢者のうち、通いの場に週1回以上参加した高齢者の割合です。 この数値が上昇することにより、介護予防に取り組む高齢者が増加したことを確認できます。
5	訪問・通所リハビリテーションサービスの受給率	【要支援・要介護認定者】 ・訪問リハ：0.3% ・通所リハ：1.6%	要支援・要介護認定者のうち、訪問・通所リハビリテーションを利用している人の割合のことで、この数値が上昇したことにより、リハビリテーションサービスの提供体制が構築されたことを確認することができます。

### 何度も転倒したことがある人の割合



出所) 北本市:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(2020年3月)より作成

### 3年間の要介護度の変化



出所) 認定・給付データ(2016年3月及び2019年3月)より作成



## 第2章 【施策2】互いに支え合う地域づくりの推進

### 第1節 本施策で目指すこと

本市では、2040年にかけて、生産年齢人口は減少し、85歳以上の人口が増加することが見込まれています。このような状況においては、介護保険を通じた共助の仕組みに加え、地域で支え合う互助の仕組みの両輪で地域を支える必要があります。

本施策では、地域で支え合う体制を整備し、たとえ介護が必要な状態になったとしても、支えられるだけでなく、自らの能力に応じた役割と生きがいを持ちながら、日常生活を送ることができるまちを目指します。

### 第2節 現状と課題

ニーズ調査の結果によると、約4割の高齢者が、スポーツ関係のグループやクラブに参加しておらず、また、約5割の高齢者がボランティアのグループに参加していないなど、地域における様々な活動への参加率が低いことから、生きがいを持った日常生活が送れるよう、社会参加を促進することが必要となります。

このほか、約4割の高齢者が、家族や友人・知人以外で、何かあった時に相談する相手がいいため、地域包括支援センター等の相談体制の整備を含めた地域での支え合いの体制を整備することが必要となります。

さらに、現在の生活を継続するためには、「重い物の運搬」、「話し相手・相談相手」、「電球の交換」の支援やサービスが必要であると思う高齢者が多いため、地域住民や様々な主体と連携し、高齢者が安心して日常生活を送るための支援体制を整備する必要があります。

加えて、高齢者の約4割が、地域住民の有志による、いきいきした地域づくりを進める活動に参加したいと思っています。こうした支援を希望する人が、積極的に社会参加できる体制の整備が必要となります。

### 第3節 地域づくりの推進に向けた取組

#### 1 これまでの取組

様々な活動を通じて社会参加をしようとする高齢者に対して、生きがいを持って、これまで培ってきた経験やノウハウを地域に役立てていくことを目的に活動しているシルバー人材センターの周知を図り、就労を通じた社会参加の促進を図りました。

また、ボランティア活動の推進、老人クラブ活動の推進、健康増進センターの運営、スポーツ・レクリエーション活動の推進、公民館等を拠点とした生涯学習の推進等による社会参加を通じて、地域づくりを図ってきました。

## 2 これからの取組

### (1) 地域における支え合い体制の強化

北本市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターと連携し、地域住民や地域の様々な事業者と連携を図り、生活上の困りごと（重い物の運搬、話し相手・相談相手、電球の交換など）の解決に努めます。

また、高齢者学級等により、介護制度に関する理解を促進するとともに、小・中学校と連携し、総合的な学習の時間や教科領域の学習、学校応援団等の活動を通じて、高齢者との交流を促進し、福祉教育の充実に努めます。

さらに、市長申立て等による成年後見制度の利用促進に努めるとともに、地域包括支援センター等と連携することにより、高齢者虐待の防止と早期発見に努め、高齢者の権利擁護を推進します。

なお、これらの取組は、独居高齢者や認知症高齢者の在宅療養の支援にもつながることから、関連事業との連携も踏まえながら推進します。

### (2) 社会参加の促進

自治体や地域コミュニティ委員会をはじめとした地域団体や地域事業者等が参画する第1層・第2層協議体及び生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が積極的に社会参加できる体制の構築に努めます。

また、地域資源を活用した社会参加を促進するため、ボランティア活動の推進、老人クラブへの支援、体力測定会を通じたスポーツ・レクリエーション活動の推進及び市民大学きたもと学苑を活用した高齢者の生涯学習の推進に努めます。

さらに、シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業を通じた社会参加を促進します。

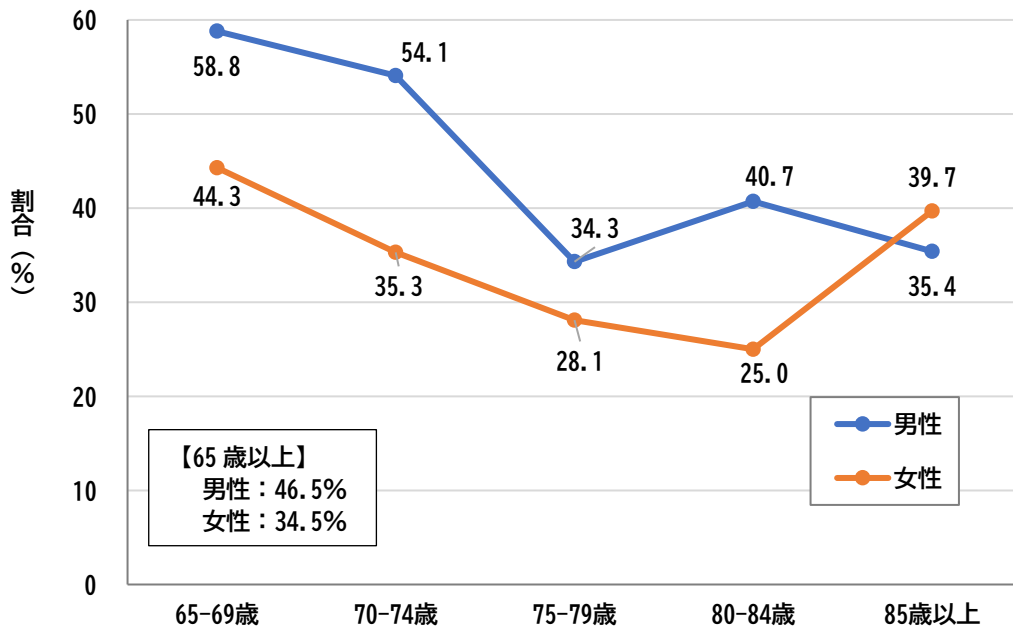
なお、これらの取組は、独居高齢者や認知症高齢者の在宅療養の支援にもつながることから、関連事業との連携も踏まえ推進します。

## 第4節 評価指標について

以下の指標を設定し、動向を確認することで、本施策の効果を検証していきます。

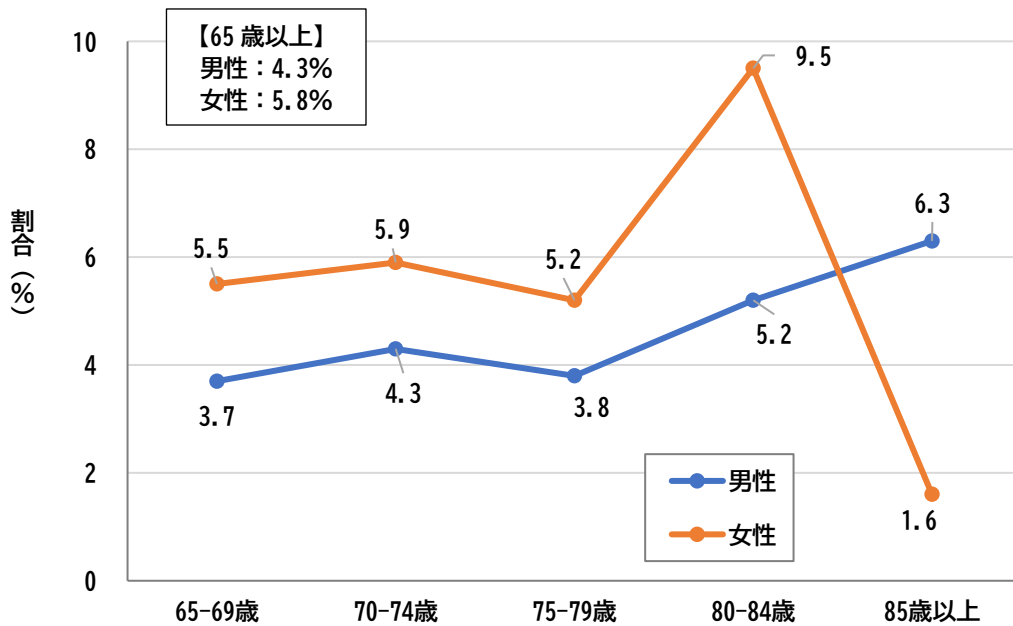
番号	指標名	現状値	説明
1	スポーツ関係のグループやクラブに参加していない人の割合	【65歳以上】 ・男性：46.5% ・女性：34.5%	ニーズ調査において、「スポーツ関係のグループやクラブにどの位の頻度で参加していますか」に対し、「参加していない」と回答した人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、高齢者の社会参加が促進されたことを確認できます。
2	趣味関係のグループに参加していない人の割合	【65歳以上】 ・男性：47.0% ・女性：34.5%	ニーズ調査において、「趣味関係のグループにどの位の頻度で参加していますか」に対し、「参加していない」と回答した人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、高齢者の社会参加が促進されたことを確認できます。
3	家族や友人以外で、何かあった時に相談する相手がいない人の割合	【65歳以上】 ・男性：43.2% ・女性：34.4%	ニーズ調査において、「家族や友人・知人以外で、何かあった時に相談する相手は誰ですか」に対し、「いない」と回答した人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、地域における支え合い体制が構築されたことが確認できます。
4	いきいきとした地域づくりを進める活動に是非参加したいと思う人の割合	【65歳以上】 ・男性：4.3% ・女性：5.8%	ニーズ調査において、「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進める活動に参加者として参加してみたいと思いますか」に対し、「是非参加したい」と回答した人の割合を確認します。 この数値が上昇したことにより、地域における支援者が増加したことを確認できます。
5	主観的幸福感	【65歳以上】 ・男性：20.0% ・女性：29.2%	ニーズ調査において、「あなたは、現在どの程度幸せですか（0～10点）」に対して、「9～10点」と回答した人の割合を確認します。 この数値が上昇することにより、生きがいを持つ高齢者が増加したことを確認することができます。

## スポーツ関係のグループやクラブに参加していない人の割合



出所) 北本市:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(2020年3月)より作成

## 地域づくりを進める活動に是非参加したいと思う人の割合



出所) 北本市:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(2020年3月)より作成

## 第3章 【施策3】在宅医療・介護連携の推進

### 第1節 本施策で目指すこと

今後、さらなる高齢化が進展していく中、医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加することが予想されます。医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと最期まで暮らし続けられるよう、医療、介護及び福祉の関係機関が連携し、多職種協働により、在宅生活を支える体制が整備されたまちを目指します。

### 第2節 現状と課題

ニーズ調査の結果によると、約6割の高齢者が人生の最期を自宅で過ごすことを希望しています。また、医療・介護が必要になった際に、自宅で過ごしたいと考えている高齢者は約5割となります。これらのことから、できる限り住み慣れた自宅での生活を継続したいと思う高齢者は多いことがわかりますが、国が公表している在宅医療にかかる地域別データ集によると、本市の自宅での死亡率は11.8%にとどまっている状況です。

そのため、医療と介護が必要になった際にも、自宅での生活が継続できるよう、多職種協働の体制を整備する必要があります。また、このことには、医療や介護、福祉等の関係者と連携しながら、地域における課題の抽出と対応策の検討を行うことが求められます。

また、医療や介護が必要になった人が、適切なサービスを選択できるよう、地域における医療や介護に関する資源を把握するとともに、その情報を発信していくことが必要となります。

### 第3節 在宅医療・介護連携の推進に向けた取組

#### 1 これまでの取組

地域の医療・介護サービス資源の現状把握のために、医療機関や介護事業所に関する情報を収集・整理してきました。また、地域の医療機関、ケアマネジャー、介護関係者が参画する会議を開催し、医療・介護の連携の現状と課題の抽出及び対応策の検討を実施してきました。

また、地域の医療・介護関係者の連携を図るため、医療・介護関係者を対象とした研修会を開催するとともに、医師や専門職等を講師とした講演会等を開催し、在宅医療や介護が必要になった際に、必要なサービスを適切に選択できるよう普及啓発に努めてきました。

## 2 これからの取組

### (1) 地域の医療・介護の資源の把握及び情報提供の促進

地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等に関する情報、ならびに厚生労働省の各種データ（地域包括ケア「見える化」システムデータや市町村別の在宅医療関連データ等）をもとに、医療・介護資源のデータベースを整備し、情報発信に努めます。

### (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療機関、ケアマネジャー、介護関係者等が参画する「在宅医療介護連携推進協議会」により、医療と介護の連携が求められる日常の療養支援、入退院支援、急変時対応及び看取りの4つの場面ごとに、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行っていきます。

### (3) 多職種協働の体制整備

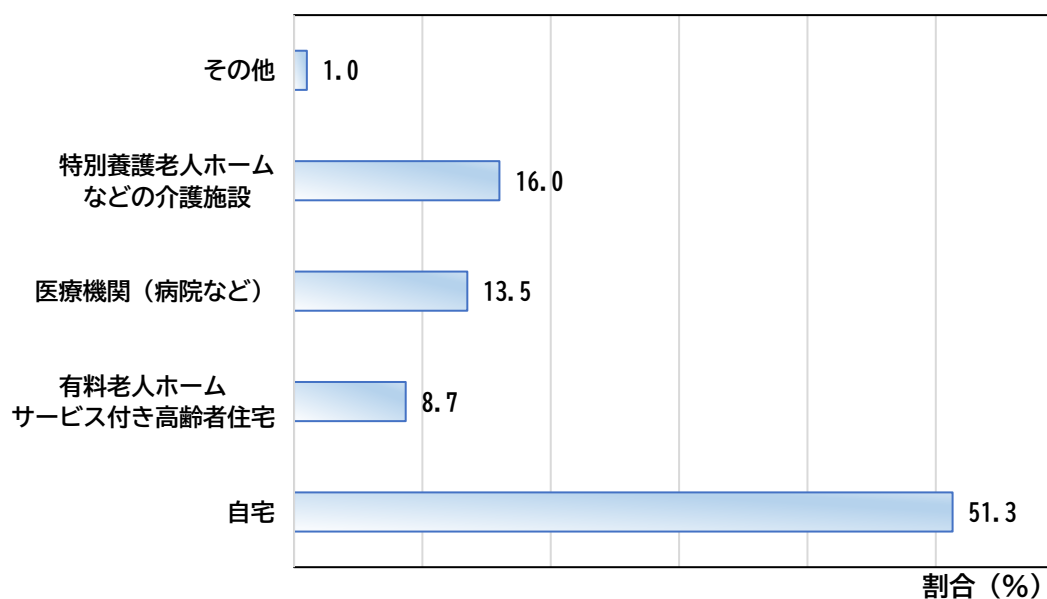
医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置する「在宅医療連携センター」を設置するとともに、医療・介護に携わる様々な職種の相互理解を促進することにより、多職種の連携強化を目的とした研修会を開催します。また、多職種の連携支援として、医療・介護連携リスト、多職種連携シート及び入退院支援ルールの整備に努めます。

## 第4節 評価指標について

以下の指標を設定し、動向を確認することで、本施策の効果を検証していきます。

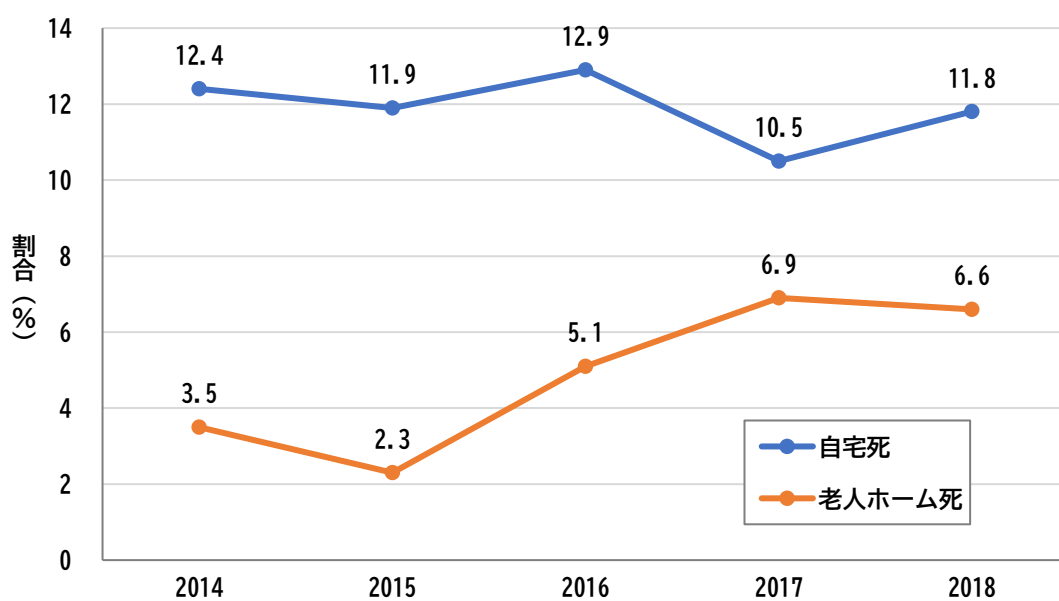
番号	指標名	現状値	説明
1	医療・介護が必要になった時、自宅等で過ごしたいと思う高齢者の割合	【65歳以上】 ・自宅：51.3%	ニーズ調査において、「医療・介護が必要になった時、どこで過ごしたいですか」の質問に対して、「自宅」と回答した人の割合を確認します。 この数値が上昇することにより、医療と介護が必要になった際にも、自宅等で過ごせる体制が整備されたことを確認できます。
2	自宅での死亡率	【市民】 ・自宅：11.8% (2018年実績)	国が公表している在宅医療にかかる地域別データ集において、1年間に亡くなった方のうち、自宅で亡くなった人の割合を確認します。 この数値が上昇することにより、医療と介護の両方が必要な人でも、在宅生活を継続できたことを確認できます。

## 医療・介護が必要になった時に過ごしたいと思う場所の割合



出所) 北本市:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(2020年3月)より作成

## 自宅等での死亡率の推移



出所) 在宅医療にかかる地域別データ集より作成



## 第4章 【施策4】認知症施策の推進

### 第1節 本施策で目指すこと

国は認知症施策推進大綱をとりまとめ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進していくことを目指しています。

本施策においては、たとえ認知症になったとしても、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもと、本人の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けられるまちを目指します。

### 第2節 現状と課題

ニーズ調査の結果によると、約4割の高齢者が、物忘れが多いと感じていることがわかります。また、2020年3月末時点における要支援・要介護認定者数は2,663人であり、そのうち認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ以上であった人は1,484人と、5割以上の方が日常生活に支障を来すような認知症状を有しています。要支援・要介護認定者数は、今後も増加していくことが見込まれていますので、認知症高齢者数も同様に増加していくことが予想されます。このような状況においては、認知症予防及び認知症の初期支援を推進する必要があります。

また、在宅介護実態調査の結果から、介護者の約3割は、現在の生活を継続する上で、認知症への対応に不安を感じているため、本人や介護者の相談体制の整備及び地域の認知症への理解促進が必要となります。

### 第3節 認知症施策の推進に向けた取組

#### 1 これまでの取組

複数の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人やその家族の訴え等により、認知症専門医の意見を踏まえた観察や評価、家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートしてきました。

また、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症に関する相談体制を整えました。

さらに、認知症の人とその家族に対して、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを説明するための「認知症ケアパス」を作成し、認知症の方を地域で支える仕組みを進めるとともに、若年性認知症や高次脳機能障害の人などへの支援について、関係機関と連携して取り組んできました。

## 2 これからの取組

### (1) 一般介護予防事業等を活用した予防の推進

認知症の人と家族の居場所づくりを推進します。また、これらの居場所に、リハビリテーション職や栄養士などの専門職を派遣し、運動機能・栄養状態・口腔機能・生活習慣などを一体的に評価し、健康管理と重症化予防に向けた適切な助言を行っていきます。

### (2) 本人の意思に沿った支援の展開

本人やその家族の思いや困りごとに寄り添うため、オレンジカフェを開催するとともに、認知症に関する相談窓口である地域包括支援センターや認知症ケア相談室等の周知に努めます。また、認知症地域支援推進員等と連携し、認知症の方の支援を推進します。

### (3) 認知症初期集中支援チームの推進

地域包括支援センターやケアマネジャー、認知症地域支援推進員等と連携しながら、認知症初期集中支援チームの活動を推進し、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活への支援を実施します。

### (4) 認知症に関する理解の促進

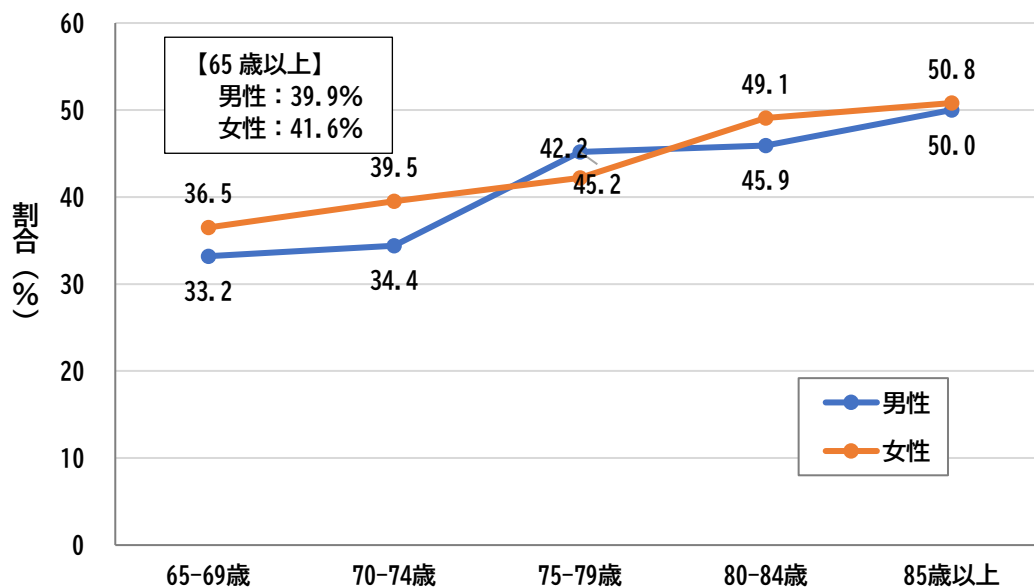
認知症サポーターを養成することにより、認知症の人が安心して日常生活を送ることができる地域づくりを推進します。また、徘徊等への不安感が軽減されるよう「認知症高齢者等見守りシール」の普及に努めます。

## 第4節 評価指標について

以下の指標を設定し、動向を確認することで、本施策の効果を検証していきます。

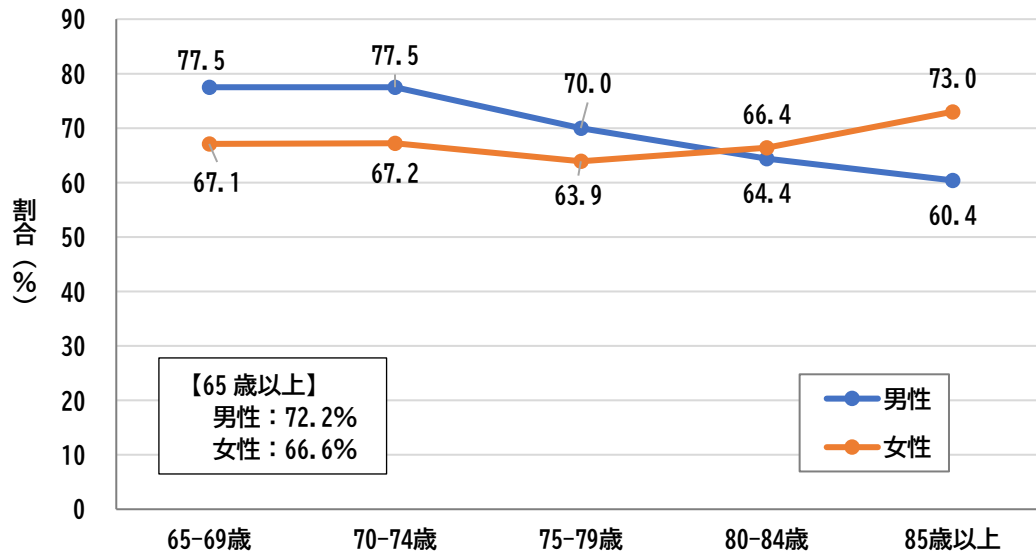
番号	指標名	現状値	説明
1	物忘れが多いと感じている高齢者の割合	【65歳以上】 ・男性：39.9% ・女性：41.6%	ニーズ調査において、「物忘れが多いと感じていますか」に対し、「感じている」と回答した人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、認知症予防が推進されたことを確認できます。
2	認知症の相談窓口を知らない高齢者の割合	【65歳以上】 ・男性：72.2% ・女性：66.6%	ニーズ調査において、「認知症の相談窓口を知っていますか」に対し、「知らない」と回答した人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、認知症に関する相談体制が整備されたことを確認できます。
3	認知症を有する高齢者の割合	【65歳以上】 ・男性：5.0% ・女性：8.6%	65歳以上高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けて、認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ以上であった人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、認知症予防が推進されたことを確認できます。

物忘れが多いと感じている人の割合



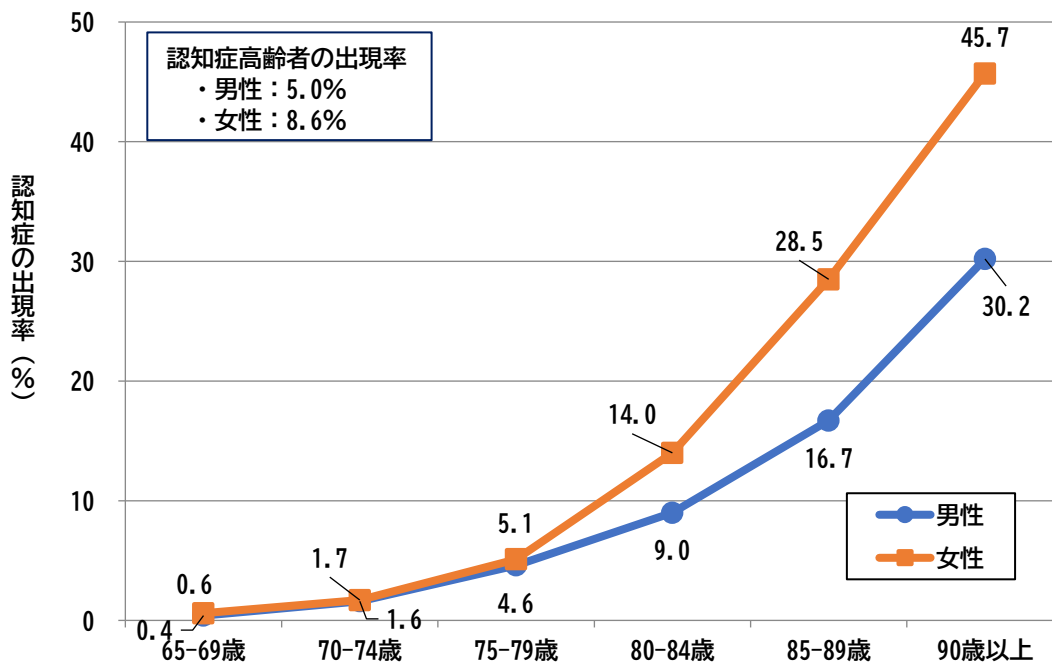
出所) 北本市:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(2020年3月)より作成

### 認知症の相談窓口を知らない人の割合



出所)北本市:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(2020年3月)より作成

### 認知症高齢者の出現率



出所)北本市人口データ(2019.12)、要介護認定データ(2019.12)より作成

## 第5章 【施策5】在宅生活を継続するための支援

### 第1節 本施策で目指すこと

高齢化が進展するとともに、独居高齢者や高齢者世帯が増加していくことが見込まれます。また、このような状況においては、認知症を有する要介護者や中重度の在宅要介護者の増加も予想されます。

このような高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、家族への支援を含めた支援体制が整備されたまちを目指します。

### 第2節 現状と課題

介護保険に係る要介護認定・給付データを分析した結果、要支援認定者は、ほぼ在宅で生活を送ることができていますが、在宅介護実態調査の結果から、約4割の要支援者が在宅生活の継続が難しいと感じているため、介護予防を総合的に推進し、重度化や再発の防止に努めることが必要となります。

また、要介護3の認定者における在宅生活者の割合は約5割ですが、要介護4・5の認定者では約3割となり、要介護認定が重度になるほど減少する傾向があります。そのため、在宅での生活が継続できるよう、介護予防・重度化防止を推進するとともに、中重度の要介護認定者への支援が必要となります。

さらに、在宅生活改善調査の結果によると、介護者の介護負担が増加することにより、在宅生活の継続が困難になっています。具体的には、「家事全般」、「通院付添」、「夜間や日中の排泄」、「入浴」などへの介護負担が、在宅生活の継続を困難とする要因のため、これらの介護負担を軽減することが必要となります。

### 第3節 在宅生活の継続性の確保策の推進に向けた取組

#### 1 これまでの取組

在宅生活を継続するためには、要介護度の重度化防止、再発防止、地域の支援体制の整備、介護者の負担軽減などが必要となります。

これまでは、これらの課題に対して、介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業など、個別の施策で対応してきました。

また、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の協力機関や事業所等が見守り協力者となり、日常の業務の中で高齢者等の異変を市や地域包括支援センターに報告する「北本市高齢者等見守りネットワーク事業」を展開し、高齢者等支援のネットワークの拡充を図ってきました。

## 2 これからの取組

### (1) 在宅生活者への支援

以下の取組により、在宅で暮らす高齢者を支援します。

ア 緊急時通報システム事業

イ 寝具洗濯乾燥消毒事業

ウ 日常生活用具の給付事業

エ 配食サービス事業

オ 訪問介護サービス等利用者負担額助成事業

カ 在宅重度要介護高齢者等紙おむつ助成事業

### (2) 家族支援を含めた支援体制の整備

高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターの機能を強化するため、定期的に「地域包括支援センター運営協議会」を開催します。

また、高齢者のごみ出し支援制度やデマンドバスの活用等により、高齢者の日常生活を支援するとともに、高齢者が安心した在宅生活を送れるよう、高齢者等見守りネットワーク事業の推進、消費生活センターとの連携推進及び民生委員・児童委員の活動支援に努めます。

介護者への支援としては、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会等と連携し、家事支援等の生活支援サービスの充実を図るとともに、介護者手当及び家族介護慰労金を支給することにより、介護意欲の向上に努めます。

なお、介護者の支援に関しては、埼玉県ケアラー支援条例により、埼玉県と連携しながら、支援体制の構築を推進します。

### (3) 要介護度の重度化や再発予防の推進

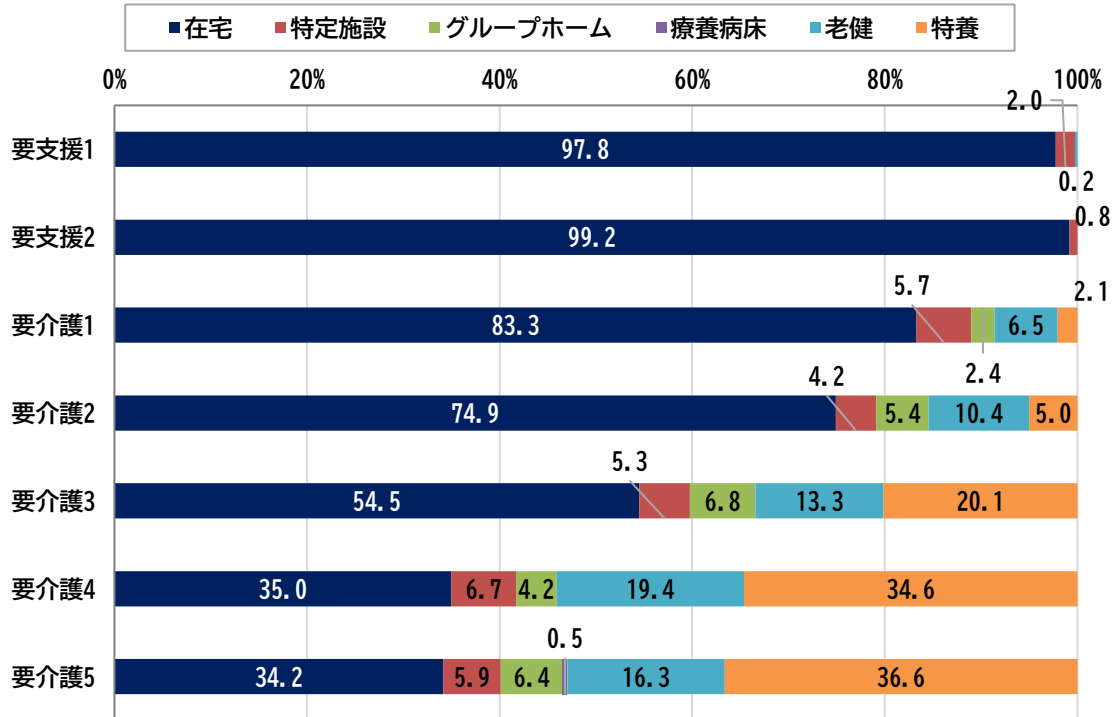
被介護者の自立度向上に向け、リハビリテーション提供体制の整備に努めるとともに、一般介護予防事業や医療介護連携推進事業と連携し、要介護度の重度化及び再発予防の推進に努めます。

## 第4節 評価指標について

以下の指標を設定し、動向を確認することで、本施策の効果を検証していきます。

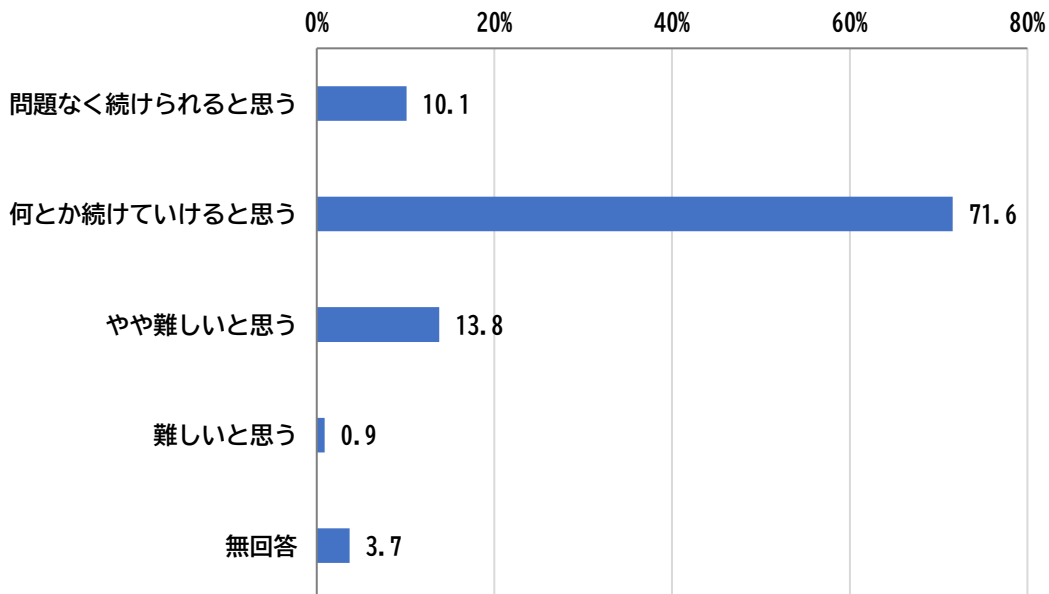
番号	指標名	現状値	説明
1	要介護者の在宅療養率	【要介護認定者】 ・要介護1：83.3% ・要介護2：74.9% ・要介護3：54.4% ・要介護4：35.0% ・要介護5：34.2%	要介護認定者のうち、在宅で生活している人の割合を確認します。 この数値が上昇することにより、要介護者が在宅生活を継続できる体制が整備されたことを確認できます。
2	在宅生活の継続が困難な割合	【要支援・要介護認定者】 ・在宅生活継続困難者割合：14.7%	在宅介護実態調査において、訪問調査員からみて、在宅生活の継続が「やや難しい」もしくは「難しい」と評価された人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、在宅生活を継続できる体制が整備されたことを確認できます。

## 要介護度別にみた療養場所の状況



出所) 北本市：要介護認定および給付データ（2020年3月）より作成

## 在宅生活の継続の可能性（訪問調査員からみた評価）



出所) 北本市：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（2020年3月）より作成



## 第6章 【施策6】多様なサービスの充実

### 第1節 本施策で目指すこと

高齢化の進展に伴い、高齢者の日常生活支援へのニーズは、ますます増加することが予想されます。このようなニーズに対応するためには、介護保険サービスの充実を図るだけでなく、地域での支え合いや多種多様な担い手の協力が必要となります。

本施策では、高齢者の日常生活を支援するため、介護保険サービスを含め、地域資源を有効に活用した多様なサービスが充実したまちを目指します。

### 第2節 現状と課題

ニーズ調査の結果によると、日常生活を送る上で、「高い所の作業」、「重い物の運搬」、「外出時の移動（通院・買物）」、「屋外作業」に困っている高齢者が多く、現在の生活を継続するために、「重い物の運搬」、「話し相手・相談相手」、「電球の交換」等の支援が必要と考える高齢者が多いことから、介護保険サービスだけでなく、地域において支え合う体制を整備することが必要となります。

また、在宅介護実態調査の結果によると、要支援・要介護認定者においても「高い所の作業」、「重い物の運搬」、「外出時の移動（通院・買物）」、「屋外作業」に困っている人が多いものの、介護保険以外のサービスの項目別利用率は1割未満となっているため、介護保険以外の支援策の拡充が課題となります。

さらに、これらのニーズに対応するためには、介護保険サービスにおいても、より地域の実情に応じたサービス提供が必要となるため、総合事業における訪問型・通所型サービス及び地域密着型サービスの整備を推進していく必要があります。

### 第3節 多様なサービスの充実に向けた取組

#### 1 これまでの取組

介護サービス等の公的な支援とともに、これらのサービスでは対応できない多様な市民ニーズに柔軟に対応するため、住民主体による多様なサービスの充実が求められています。

本市では、生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターや第1層・第2層協議体等を中心に、NPO、ボランティア、地域組織等との協働により、生活支援サービスの開発・ネットワーク化を進めてきました。

また、市で行う地域ケア推進会議を通じて、地域の課題を抽出し、検討することで、地域での支援体制を検討してきました。

## 2 これからの取組

### (1) 地域資源の把握・活用

地域ケア会議における個別事例検討や生活支援コーディネーターの活動等を通じ、地域の支援者を含む地域資源の把握に努めます。また、必要に応じ、就労的活動支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握を推進します。

把握した地域資源については、生活支援コーディネーターを中心に、活用方法を検討し、高齢者の日常生活を支えるサービスの充実を図ります。

### (2) 介護予防・生活支援サービスの推進

地域ケア会議や生活支援体制整備事業等により抽出された地域課題への対応策として、訪問型・通所型サービス及びその他生活支援サービスの充実を図ります。

### (3) 地域密着型サービスの整備促進

在宅での医療・介護や認知症の方への支援に対するニーズを踏まえ、次のとおり地域密着型サービスを整備し、身近できめ細かいサービス提供体制を構築します。

サービス名	第7期末整備数 累計	第8期計画整備数 予定	第8期末整備数 累計
認知症高齢者グループホーム	4施設 90名	1施設 18名	5施設 108名
看護小規模多機能型居宅介護	0	1施設 25名	1施設 25名

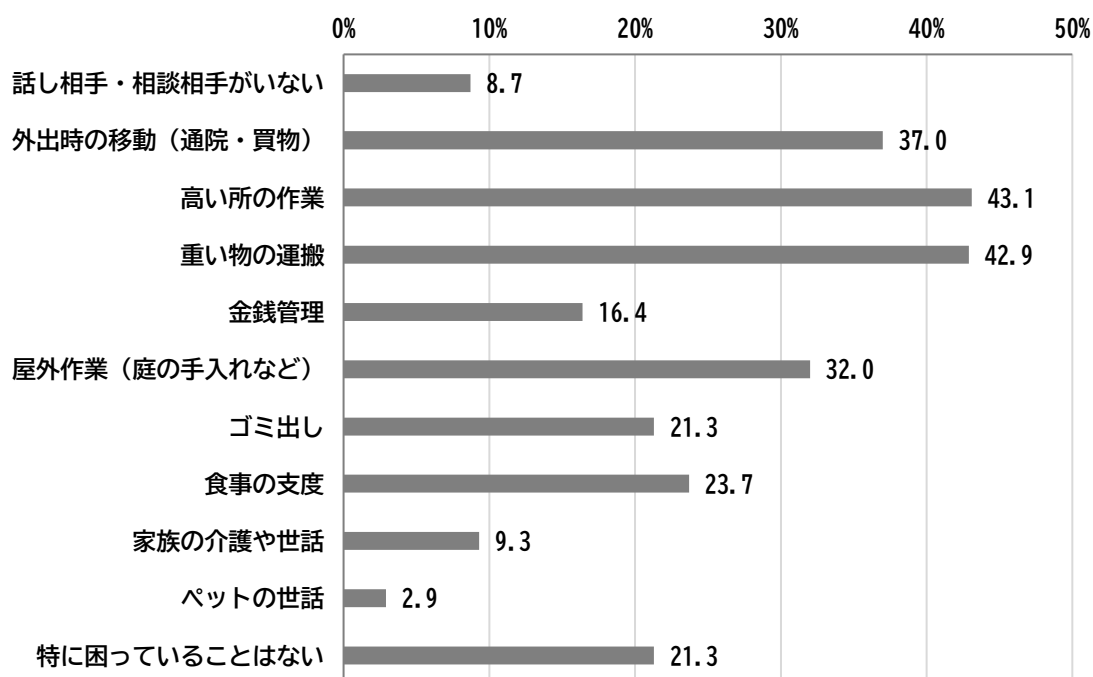
※上記以外の地域密着型サービスについては充足していると思われるため、本計画での整備は予定しないものとします。

## 第4節 評価指標について

以下の指標を設定し、動向を確認することで、本施策の効果を検証していきます。

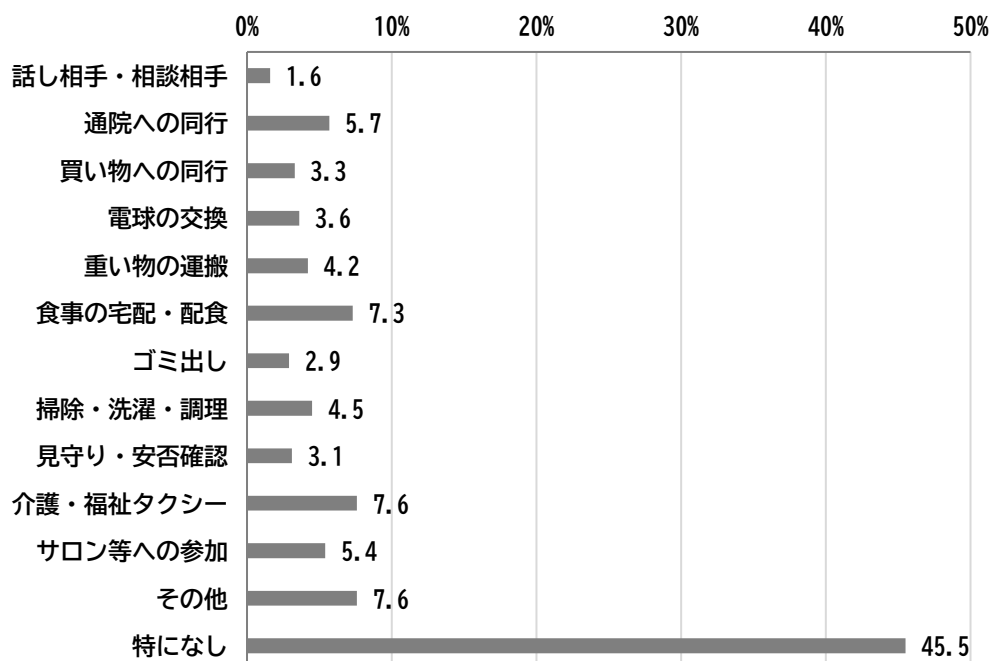
番号	指標名	現状値	説明
1	日常生活で困っている人の項目別割合	<b>【要支援・要介護認定者】</b> ・外出時の移動：37.0% ・高い所の作業：43.1% ・重い物の運搬：42.9% ・金銭管理：16.4% ・屋外作業：32.0% ・ゴミ出し：21.3% ・食事の支度：23.7% ・家族介護：9.3%	在宅介護実態調査において、「現在、日常生活の中で困っていることは何ですか」の質問に対する項目別回答割合を確認します。 各項目における数値が減少することにより、日常生活への支援が充実したことを確認できます。
2	介護保険以外のサービス種類別利用率	<b>【要支援・要介護認定者】</b> ・通院への同行：5.7% ・買物への同行：3.3% ・電球の交換：3.6% ・ゴミ出し：2.9% ・見守り：3.1% ・サロン参加：5.4%	在宅介護実態調査において、「介護保険以外で、利用しているサービスはありますか」の質問に対する項目別回答割合を確認します。 各項目における数値が上昇することにより、要支援・要介護認定者への介護保険外の支援が充実したことを確認できます。

## 日常生活で困っている項目別割合



出所) 北本市：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（2020年3月）より作成

## 介護保険以外のサービス利用率



出所) 北本市：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（2020年3月）より作成

## 第7章 【施策7】介護サービスの質の向上

### 第1節 本施策で目指すこと

要支援・要介護の認定を有する高齢者にとって、介護保険サービスは、日常生活を送る上で必要不可欠なものとなっています。そのため、介護保険サービスの質の向上を目指すことは、要支援・要介護認定を有する高齢者の生活の質を高めることにつながりません。

本施策では、専門職同士の連携強化やケアマネジメントの質の向上を図り、要支援・要介護認定を有する高齢者が希望する生活を送れるまちを目指します。

### 第2節 現状と課題

介護保険に係る要介護認定・給付データを分析した結果、要支援1の認定者が、3年後に重度化する割合が高くなっています。また、要介護3の認定者における在宅生活者の割合は約5割であり、要介護4・5の認定者における同様の割合は約3割であることから、中重度者は在宅での生活が困難となっています。

これらのことから、介護サービスの質を向上させるため、介護従事者の間接業務の負担軽減を図ることで、できるだけ直接ケアに専従してもらうことができるような取組が必要となります。

また、介護現場においては、人材不足が全国的な問題となっています。このことについては、本市においても例外ではなく、介護人材の確保や資質向上、連携強化などの取組が求められています。

### 第3節 サービスの質の向上に向けた取組

#### 1 これまでの取組

介護サービスの質の向上に関しては、これまで、事業者への指導、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の実態調査等の介護給付適正化事業を行ってきました。

また、埼玉県等が主催する研修の周知や、「介護サービス提供事業所連絡部会」を活用した介護事業者や関係団体等とのネットワークづくりを行い、介護人材の資質向上を支援しました。

また、介護支援専門員連絡部会での研修・事例検討や、各事業所での福祉サービス第三者評価や介護保険地域密着型サービス外部評価の実施、事故防止マニュアルの作成、ヒヤリハット事例の収集、ケアプラン相談の実施、苦情処理体制の確立などを通じて、ケアマネジャーの資質の向上を図ってきました。

## 2 これからの取組

### (1) 業務効率化の推進

介護分野の職員の負担軽減を目的として、介護関係書類の作成の簡素化を図ります。

### (2) 介護人材の確保・育成

介護人材の確保のため、認定ヘルパー養成講座を実施するとともに、研修修了者に対する介護事業所等とのマッチングに向けた取組を推進します。また、介護の仕事に関する広報周知等により、介護現場のイメージアップを図ります。

また、「介護サービス提供事業所連絡部会」や「介護支援専門員連絡部会」等により、介護関係者と医療の連携強化及び資質の向上を図ります。

### (3) 介護給付適正化事業

介護サービスの質の向上を図る取組として、「要介護認定の適正化(認定調査状況チェック)」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」、「給付実績の活用」などの介護給付適正化事業を引き続き実施していきます。

取組	内容	目標
要介護認定の適正化 (認定調査状況チェック)	要介護・要支援認定における訪問調査のうち、外部委託によるものについて、保険者職員等による事後点検を実施します。 保険者職員が訪問調査を実施している場合にも複数者による点検を実施します。 介護認定審査会の各合議体間の平準化を図るため、全国の自治体と比較した分析や要介護認定のばらつきの是正に向けた取組を実施します。	・認定調査票の全件チェック ・職員・審査会委員の研修参加
ケアプランの点検	介護サービスの質の向上のため、ケアマネジャーが作成するケアプランについて、保険者職員による確認を実施します。 また、確認の結果、必要と判断される場合には、居宅介護支援事業者等への指導を実施します。	・毎年度の点検実施及び事業者対象研修会の実施
住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査	支給の必要性和妥当性をより正確に判断するため、書類審査に加え、必要と判断した場合に、事前事後の現地調査を実施します。 また、国保連合会介護給付適正化システムを活用し、福祉用具の貸与の必要性や利用状況等を確認します。	・住宅改修現地調査または書面調査の全件実施 ・福祉用具購入の書面調査の全件実施 ・利用条件に該当しない人の福祉用具貸与の全件調査
医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を実施します。	・毎月実施
介護給付費通知	介護サービスの利用者に対し、介護給付費の額、利用したサービスの内容等を通知し、確認を促します。	・サービス利用者全員へ年1回以上通知
給付実績の活用	介護給付適正化システムによる給付実績を活用し、サービス事業所からの請求内容と実態に相違がないか確認します。	・定期的に実施

## 第4節 評価指標について

以下の指標を設定し、動向を確認することで、本施策の効果を検証していきます。

番号	指標名	現状値	説明
1	要介護度の重度化率	<b>【要介護・要支援認定者】</b> ・要支援1：53.4% ・要支援2：43.9% ・要介護1：51.8%	要支援1・2、要介護1の認定者のうち、3年後の要介護度が重度化した人の割合を確認します。 この数値が減少することにより、軽度者に対する介護サービスの質が向上したことを確認することができます。
2	要介護者の在宅療養率	<b>【要介護認定者】</b> ・要介護1：83.3% ・要介護2：74.9% ・要介護3：54.4% ・要介護4：35.0% ・要介護5：34.2%	要介護認定者のうち、在宅で生活している割合を確認します。 この数値が上昇することにより、要介護認定者に対する介護サービスの質が向上したことを確認できます。

注1. 要介護度の重度化率の現状に関しては、P.30を参照ください。

注2. 要介護者の在宅療養率に関しては、P.46を参照ください。

## 第 8 章 【施策 8】 感染症・災害対策の強化

### 第 1 節 本施策で目指すこと

新型コロナウイルス感染症などの感染症流行時や自然災害等が発生した際においても、要支援・要介護認定者が必要な介護サービス等の提供を安定して受けられるまちを目指します。

また、災害等が発生した際には、要介護認定者等の自力での避難が困難な人を、地域で助け合う体制が整備されたまちを目指します。

### 第 2 節 現状と課題

新型コロナウイルス感染症に関する全国調査によると、通所サービス、通院、通いの場等の外出を伴うサービスについて、利用者や家族の希望により利用を控える傾向が高いことがわかります。また、自宅訪問が困難化し、状態変化などの観察が難しくなっていることから、非常時においても介護サービスが安定して提供できるよう備えておくことが必要となります。

また、災害等発生時に自力での避難が困難と考えられる中重度要介護認定者は、今後とも増加していくことが見込まれているため、一人ひとりが避難先や援助者をあらかじめ確認し、地域で支える体制づくりを進めておくことが重要となります。

### 第 3 節 感染症・災害対策の強化に向けた取組

#### 1 これまでの取組

要介護・要支援認定者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方等、災害時に支援の必要な高齢者等を把握するため、避難行動要支援者名簿への登録・更新を促進し、災害時に活用できるよう整備してきました。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした福祉避難所の設置促進を図りました。



## 2 これからの取組

### (1) 介護事業所に対する感染症・災害対策に関する支援

「介護サービス提供事業所連絡部会」や「居宅介護支援事業所連絡部会」等を活用し、感染症及び災害への対策に関する周知を図ります。

また、介護事業所において、感染症及び災害に関する計画等を作成するに際し、相談支援に努めます。

### (2) 災害等発生時の体制整備

関係部局と連携して、避難行動要支援者名簿等の作成及び福祉避難所の設置を促進し、災害等発生時の援護体制の整備に努めるとともに、災害等発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図ります。



## 第3部

### 介護保険事業量の見込

※介護保険料の見込については、算定中となります。

